

# 歴史都市・京都創生策Ⅱ

## <景観編>

平成18年11月

京都市

## 目 次

はじめに	1
景観戦略の体系	3
<b>第1節 山並みや町並みの京都らしさ・美しさを高める</b>	
1 地区の特性に応じ、きめ細やかに規制・誘導の充実・強化を図る	5
2 全市的に高さの最高限度を引き下げる	19
<b>第2節 「京都の象徴」を守り、育てる</b>	
1 「京町家等」を守り、育てる	22
2 「細街路・袋路」を維持・継承する	28
3 「山紫水明の都」を継承する	30
3-1 緑を守り、育てる	30
3-2 水辺を守り、再生する	34
4 「京の橋」を継承し、あるいは創る	36
<b>第3節 良好な景観の阻害要因を取り除く</b>	
1 無電柱化を推進する	38
2 放置自転車等を追放する	41
3 まち美化を推進する	44
4 その他の良好な景観の阻害要因を取り除く	46
<b>第4節 あらゆる景観構成要素等に京都らしさ・美しさを追求する</b>	
1 屋外広告物の京都らしさ・美しさを追求する	47
2 道路の京都らしさ・美しさを追求する	49
3 歩いて楽しいまちを創る	52
4 その他あらゆる景観構成要素を京都らしく・美しく	54

## はじめに

春はあけぼの、夏は夜、秋は夕暮れ、冬はつとめて・・・。

京都は、147万人が暮らす大都市であり、山紫水明と讃えられた豊かな自然の中に、1200有余年にわたる歴史を積み重ねてきた世界有数の歴史都市です。なだらかに連なる緑豊かな山々に三方を囲まれ、清流鴨川と桂川が音を立てて流れるこの地において、過去千年にわたる都として、華麗でしかも繊細な独自の文化が培われてきました。この緑の山々と清流を軸に構成される都市形態は、また、日本各地の都市づくりの手本ともされてきました。

盆地景からなる京都の景観は、大都市でありながら自然を身近に感じさせるとともに、落ち着いた雰囲気醸し出すなど、京都を京都として特徴付け、日本人の心のふるさと、日本のアイデンティティとして訪れる人々に癒しや安らぎを与えてきました。こうした京都の景観は、長い歴史の中で、京都市民の暮らしや文化に育まれてきたものです。そして今もなお、伝統の中から新しい日本文化を生み出す母胎として、大きな役割を果たし続けています。

しかし、この京都の景観が、大きな危機に直面しています。世界規模で進むグローバリズムによる画一化の潮流と経済や効率性至上主義の風潮の中で、京都の歴史的景観は急速に失われつつあります。この流れを食い止め、再び京都らしい景観を取り戻すために、早急な対策を講じることが、今、求められているのです。日本のアイデンティティである京都の景観を我が国全体の財産として守り、育て、そして次世代に伝えていくこと、すなわち京都の景観の創生を図るためには、京都を愛する市民、関係者、京都市を挙げた取組はいうまでもありませんが、国の制度的、財政的な特別措置による支援がどうしても必要です。

本編では、歴史都市・京都ならではの景観を創生するため、直面する課題を客観的に整理した上で、今後京都市が取り組むべき施策と国に対する政策提言

を行っています。

国の制度が長年の取組の中で構築されたものであり、合理的で機能的であることは十分承知していますが、ここでは京都らしい景観を創生する上で、どうしても特別な取扱いがなされることが必要であると思われるものに限って、具体的に提言しています。

是非とも御一読いただき、一人でも多くの方々に共感していただくことから始めていきます。

様々な御意見が本編に寄せられることを期待しています。

## 景観戦略の体系

山並みや町並みの京都らしさ・美しさを高めるため、建築物等の高さやデザインについて、山ろく部、歴史的町並みなど、それぞれの地区の特性に応じ、きめ細やかに規制・誘導を充実・強化していきます。特に、建築物の高さについては、世界遺産周辺など、地域の景観特性や市街地環境の特性を勘案し、全市域にわたって最高限度を引き下げます（第1節）。

加えて、「京都の象徴」としての京町家や疏水を始めとする水辺の景観や緑豊かな里山などを守り、育てるとともに（第2節）、電柱や放置自転車といった良好な景観の阻害要因を取り除き（第3節）、併せて屋外広告物など、全ての景観構成要素において京都らしさ・美しさを高める（第4節）、総合的な取組を行います。これにより、景観の目標である「京都らしく美しい景観の保全・再生・創造」を実現します。

### <景観の目標>

京都らしく美しい景観の保全・再生・創造

### <目標達成のための戦略>

#### 第1節 山並みや町並みの京都らしさ・美しさを高める

- 1 地区の特性に応じ、きめ細やかに規制・誘導の充実・強化を図る
- 2 全市的に高さの最高限度を引き下げる

#### 第2節 「京都の象徴」を守り、育てる

- 1 「京町家等」を守り、育てる
- 2 「細街路・袋路」を維持・継承する
- 3 「山紫水明の都」を継承する
  - 3-1 緑を守り、育てる
  - 3-2 水辺を守り、再生する
- 4 「京の橋」を継承し、あるいは創る

#### 第3節 良好な景観の阻害要因を取り除く

- 1 無電柱化を推進する
- 2 放置自転車等を追放する
- 3 まち美化を推進する
- 4 その他の良好な景観の阻害要因を取り除く

#### 第4節 あらゆる景観構成要素等に京都らしさ・美しさを追求する

- 1 道路の京都らしさ・美しさを追求する
- 2 屋外広告物の京都らしさ・美しさを追求する
- 3 歩いて楽しいまちを創る
- 4 その他あらゆる景観構成要素を京都らしく・美しく

## 【参考：時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会（中間取りまとめ）について】

「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」は、「今なおやまない貴重な京都らしい景観へのクリーピング・ディストラクション（しのびよる破壊）」を阻止し、世界に冠たる歴史都市・京都にふさわしい景観を保全・創出するための基本的方針及び具体的方策等について検討を行うために平成17年7月に設置されました。

平成18年3月には、50年後、100年後も光り輝く京都であり続けるために、これまでの景観の保全・再生の方針や対策に加えて、全市的な高さ規制の強化やデザイン誘導の充実等の画期的な内容を含む、新しい明確なビジョンと包括的な景観形成の方策、緊急的に実施すべき施策を示す「中間取りまとめ」（以下、「審議会中間取りまとめ」という。）が京都市に提言されました。

京都創生の景観戦略は、審議会中間取りまとめを踏まえたものとしています。

### <審議会中間取りまとめの構成>

#### I. 京都の景観の現状

#### II. 歴史都市・京都の景観形成のあり方

- ① “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成
- ② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成
- ③ “京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成
- ④ 都市の活力を生み出す景観形成
- ⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

#### III. 今後の景観形成のための方策

##### 1. 建築物の高さやデザインのさらなる規制・誘導

###### (1) 基本的な考え方

###### (2) 地域別の規制・誘導に関する方策

2. 京町家など歴史的な建造物の保全とそれを活用した都市景観形成
3. 看板など屋外広告物，駐輪・駐車対策等の強化
4. 緑の保全及び緑化の推進
5. その他の景観形成に関する方策

###### (1) 景観に配慮した道路，河川，公共建築物等の整備

###### (2) 夜間景観形成

###### (3) 景観形成に向けた市民等の参加促進

###### (4) 景観形成に関する教育の充実と活動を支える人材の育成

#### IV. 景観政策の推進に関する事項

1. 景観形成のためのマスタープランの策定
2. 総合的な景観形成の取組の実施
3. 関係機関との連携

## 第1節 山並みや町並みの京都らしさ・美しさを高める

### 1 地区の特性に応じ、きめ細やかに規制・誘導の充実・強化を図る

山並みや町並みの京都の景観を保全・再生・創造し、京都らしさ・美しさを高めるためには、それぞれの地域の特性に応じ、建築物や工作物の高さやデザインなどについて、きめ細やかに規制・誘導の充実・強化を図ることが必要です。

#### (1) 京都市の努力

##### <概要>

京都市は、歴史に育まれた類まれなる景観を保全・再生・創造するため、文字どおり全国の景観行政のトップランナーとして、先駆的かつ積極的な国の制度の活用と、市独自の制度の創設等によるきめ細かな規制・誘導に努めてきました。

#### ア 国の制度の積極活用

国の制度（P8 図1の☆）の全てについて、全国一の積極的な活用を行っています。

##### 【国の制度の活用状況】

区 分	区域の名称	指定面積等	備 考
自然景観の保全	風致地区	約 17,831 ha	全国の 11%
	歴史的風土保存区域	約 8,513 ha	全国の 42%
	歴史的風土特別保存地区	約 2,861 ha	全国の 34%
市街地景観の保全	美観地区※	約 1,956 ha	全国の 80%
歴史的町並み景観の保全	伝統的建造物群保存地区	4 地区	全国の 5%

※美観地区は、景観法の施行に伴い、景観地区へと名称が変更されていますが、京都市では、引き続き美観地区の名称を使用することとしています。

#### イ 独自制度の積極構築

国の制度だけでは、京都の多種多様な景観資源が適切に保全できないため、条例により独自制度を構築し（P8 図1の★）、よりきめ細かい規制・誘導を実施してきました。

##### 【京都市独自の地区制度】

区 分	区域の名称	指定面積
自然景観の保全	自然風景保全地区	約 25,780 ha
市街地景観の保全	建造物修景地区 ※	約 6,704 ha
	沿道景観形成地区 ※	約 17 ha
歴史的町並み景観の保全	歴史的景観保全修景地区	約 14 ha
	界わい景観整備地区	約 145 ha

※ 建造物修景地区及び沿道景観形成地区は、景観法制定に伴い、平成 17 年 12 月から景観計画に基づき行為の規制等を行っています。

## ウ 国の制度創設を牽引

景観行政のトップランナーとして京都市の先駆的な取組が国の制度のモデルとされ、また京都市の強い要望を踏まえ国の制度が創設された例があります（P8 図1の○）。

### 【参考1：京都市の取組がモデルとなった国の制度の例】

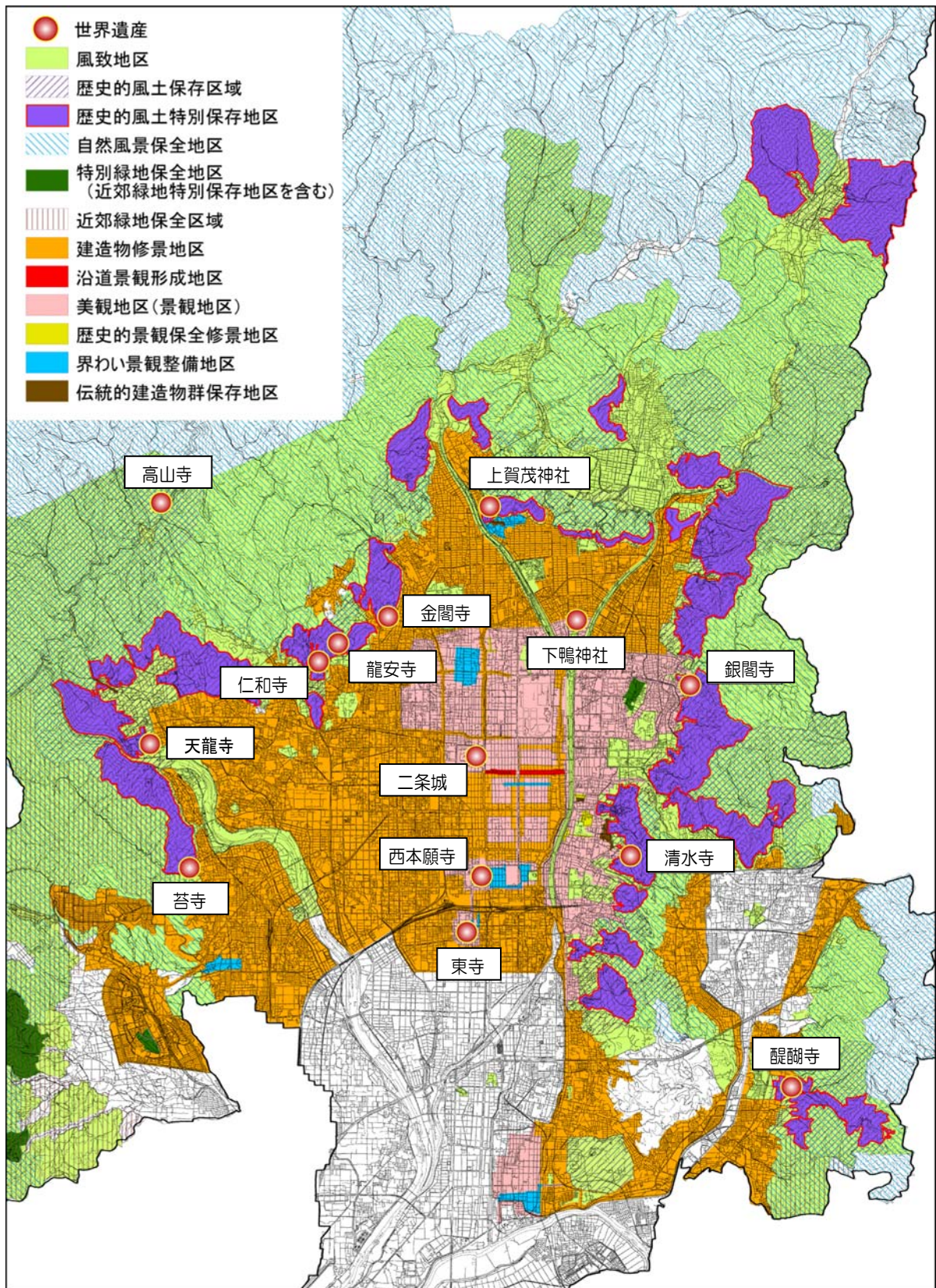
- ・文化財保護法（伝統的建造物群保存地区）  
昭和50年に改正され、同法に京都市の「特別保全修景地区」の制度を参考にした「伝統的建造物群保存地区制度」が創設された。
- ・景観法  
平成16年に制定された同法については、京都市のこれまでの施策（歴史的景観保全修景地区・界わい景観整備地区・建造物修景地区・沿道景観形成地区等）が参考にされた。

### 【参考2：京都市が中心となって要望し法制化された国の制度の例】

- ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法  
（歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区）  
昭和41年制定。京都市が、奈良市や鎌倉市とともに歴史的風土の保存を目的として要望し、法制化された。



参考 地区の指定状況



参考：景観制度の活用イメージ（従来 → 今後）

＜従来＞ 図1

	地区の例	基本となる制度	その他の制度		
			凍結保存・町並み保存	よりきめ細かく（助成あり）	緑地維持
（保全地域）	花背以北				
	雲ヶ畑				自然風景保全地区 ＜★市独自＞
	鹿ヶ谷山間部	風致地区 ＜☆国制度＞			
	鞍馬		歴史的風土保存区域 ＜☆国制度＞ 〔○市牽引〕		
	嵯峨野		歴史的風土特別保存地区 ＜☆国制度＞ 〔○市牽引〕		
	嵯峨鳥居本		伝統的建造物群保存地区 ＜☆国制度＞ 〔○市牽引〕		
（再生・創造地域）				歴史的景観保全修景地区 ＜★市独自＞	
	産寧坂	美観地区 ＜☆国制度＞ 〔○市牽引〕	伝統的建造物群保存地区 ＜☆国制度＞ 〔○市牽引〕		
	祇園町南			歴史的景観保全修景地区 ＜★市独自＞	
	千両ヶ辻			界わい景観整備地区 ＜★市独自＞	
	旧市街地（西陣など） 都心旧市街地（職住共存地区）				
	上賀茂	建造物修景地区 ＜★市独自＞	伝統的建造物群保存地区 ＜☆国制度＞ 〔○市牽引〕		
	西京樫原			界わい景観整備地区 ＜★市独自＞	
	都心幹線道路沿い（田の字） 旧市街地と三山の間（幹線道路沿い） 旧市街地と三山の間（歴史的風土特別保存地区周辺） 旧市街地と三山の間				
	御池通沿い	沿道景観形成地区 ＜★市独自＞			
	南部山科				

**京都市の努力**

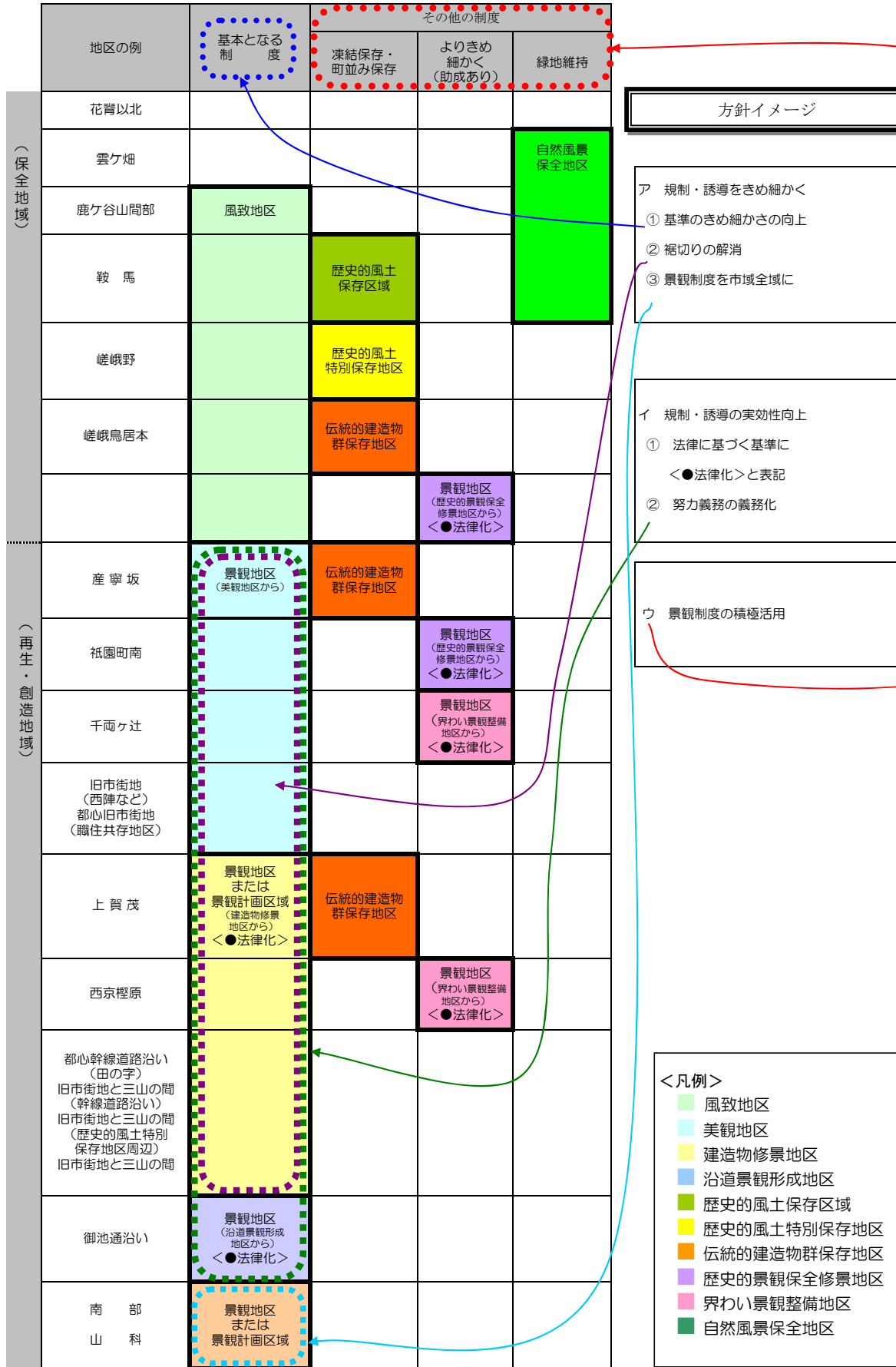
- ① 国の制度の積極的活用  
＜☆国制度＞と表記
- ② 独自制度の積極構築  
＜★市独自＞と表記
- ③ 国の制度創設を牽引  
〔○市牽引〕と表記

**＜凡例＞**

- 風致地区
- 美観地区
- 建造物修景地区
- 沿道景観形成地区
- 歴史的風土保存区域
- 歴史的風土特別保存地区
- 伝統的建造物群保存地区
- 歴史的景観保全修景地区
- 界わい景観整備地区
- 自然風景保全地区

（注）建造物修景地区及び沿道景観形成地区は、景観法制定に伴い、平成17年12月から景観計画に基づき行為の規制等を行っている。

＜今後＞ 図2



## 京都市の努力<各論①>

### －自然景観の保全－

市街地の背景として三方に連なる緑豊かでなだらかな山並み。その山ろく部を中心に展開する自然の風景と点在する著名な社寺や史跡。京都市は、早くから風致地区をはじめとする様々な制度を駆使し、この日本の黎明を語る自然と歴史、そして文化資源が織りなす風情豊かな景観の保全に努めてきました。

#### ア 風致地区の活用（国の制度と条例の組み合わせによる取組）

緑豊かな山々や史跡名勝の集積地、山ろくから広がる住宅地等を風致地区に指定し、自然景観や緑の保全に努めています。

昭和5年の指定から順次拡大を図り、現在、市域面積の約5分の1を指定しています。

指定面積は、約17,831ha(17地区)、全国第1位の面積（全国の約11%）です。

地域の実情に応じたきめ細やかな対応を図るため、風致保全計画に、17地区に対する地区ごとの維持すべき風致の内容等を定め、建築物及びその他の工作物の形態意匠等を制限しています。

#### イ 歴史的風土特別保存地区等の活用（国の制度の活用）

昭和41年に制定されたいわゆる古都保存法に基づいて、歴史的風土保存区域が指定されており、その中で、送り火で有名な五山を含む京都盆地周辺の山ろく部ほぼ全域を、歴史的風土特別保存地区に指定して、山紫水明と称えられる自然景観と文化遺産とが形成する歴史的風土の厳格な保存を図っています。

指定面積は、約2,861ha(24地区)、全国第1位の面積（全国の約34%）であり、このうち京都市は約212haを買い入れるなどして、保存・管理しています。

#### 【参考】

（単位：百万円）

	平成18年度予算	平成8～17年度累計
土地の買入れ (補助率(H5～)70%)	800	10,651
施設整備	30	418
維持管理費	24	304
合計	854	11,373

#### ウ 自然風景保全地区の創設・活用（条例による取組）

平成7年に、市街地を取り巻く緑豊かな山並みの風景を保全し、将来の世代へ継承することを目的に、京都市自然風景保全条例を制定しました。歴史的風土特別保存地区及び特別緑地保存地区を除く自然景観を保全すべき重要な地区を、自然風景保全地区に指定し、現状変更行為を規制しています。

指定面積は、約25,780ha（市域の約31%）です。

風致地区同様に、6地域34地区について自然風景保全計画に地区ごとの特質を定め、地域ごとに現状変更行為に関する規制や新築等に関する制限を行い、地域の保全を図っています。

## 京都市の努力<各論②>

### －歴史的町並み景観を保全・再生する－

悠久の歴史の中で培われた伝統と文化。それを基盤として生み出された京町家の伝統的建築物。そして、これらによって形成される歴史的町並み。京都市はこの日本の歴史・文化そのものと言うべき財産を次世代に継承していくため、国の制度を最大限活用するとともに、独自の制度、仕組みを構築し、その保全・再生に努めています。

#### ア 伝統的建造物群保存地区の活用（国の制度と条例の組み合わせによる取組）

文化財保護法に基づく、伝統的建造物群保存地区の指定制度を活用し、町家等の外観の保全及び修理・修景に対する補助を行い、歴史的町並みの保全・再生を推進しています。

産寧坂など4地区（約15ha）を指定しています。

#### イ 歴史的景観保全修景地区の創設・活用（条例による取組）

きめ細かな景観の規制・誘導と修理・修景に対する補助制度を設け、一定のまとまりのある歴史的町並みを残す地区を指定し、その保全・再生に努めています。

祇園町南など3地区（約14ha）を指定しています。

#### ウ 界わい景観整備地区の創設・活用（条例による取組）

きめ細かな景観の規制・誘導と修理・修景に対する補助制度を設け、まとまりのある景観の特性を示している市街地で、市街地景観の整備を図る必要がある地区を指定し、その保全・再生に努めています。

三条通など7地区（約145ha）を指定しています。

#### エ 「京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例」の制定

平成14年に、伝統的な建築物に即した市独自の防火基準を定めた条例を制定し、防火・準防火地域の指定を解除することで伝統技法による修復等を可能にし、伝統的な町並みの保全を図っています。

祇園町南側地区（約6.6ha）に適用しています。

#### オ 歴史的細街路の維持のための建築基準法42条3項の活用

平成18年3月に、建築基準法第42条第3項の規定を活用し、祇園町南側地区において、防火対策などを講じることによって、2.7m以上の細街路を道路とみなし、京都らしい細街路の維持・継承に努めています。

【参考】

（単位：百万円）

	平成18年度予算	平成17年度までの累計
伝統的建造物群保存等事業 （産寧坂地区、祇園新橋地区、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区）	31	640 （平成8年度から10年間で）
市街地景観整備条例に基づく修景助成事業 （歴史的景観保全修景地区・界わい景観整備地区・歴史的意匠建造物）	60	352 （平成9年度制度発足から）
合計	91	992

## 京都市の努力<各論③>

### 一 市街地景観の保全・再生・創造一

優れた伝統と文化を有する歴史都市である一方、147万の市民が活動する大都市でもある京都市には、美しい自然景観や歴史的町並みの保全・再生だけではなく、時代の要請にこたえる都市機能とその機能を担う優れた現代建築物に対するニーズもあります。

京都市は、国の制度の積極的な活用と合わせ、市独自の制度、仕組みを創設し、伝統と文化を継承する歴史的町並みの保全・再生とともに地域特性を踏まえた新しい景観づくりに取り組んできました。

#### ア 美観地区の活用（国の制度と条例の組み合わせによる取組）

昭和47年から美観地区の指定制度を活用し、京都市の独自の条例と組み合わせることによって、建築物等の高さ、色彩等のデザインについてのきめ細やかな基準を定め、優れた市街地景観の維持、向上に努めてきました。なお、バブル期の土地投機を踏まえて、平成8年に、地区指定を一気に2倍に拡大しました。

指定面積は、約1,956ha（10地区）であり、全国第1位の面積（全国の約80%）です。

なお、景観法制定に伴い、美観地区は景観地区に移行しましたが、京都市では、引き続き美観地区と呼称しています。

#### イ 建造物修景地区の創設・活用（条例による取組）

美観地区外の一定のエリアを指定し、市街地景観整備条例に基づき、美観地区以外の建造物に対してもデザイン等の指導を行ってきました。

指定面積は、約6,704ha（市街化区域の約45%）です。

なお、昨年12月に、景観法に基づく景観計画を策定して、景観計画区域に移行させ、引き続き建築物に対してデザイン等の指導を行っています。

#### ウ 沿道景観形成地区の創設・活用（条例による取組）

都心の中心的な道路の沿道について指定し、市街地景観整備条例に基づき、道路の整備と一体となった特色ある市街地景観の形成を図ってきました。

指定面積は、約17ha（1地区）です。

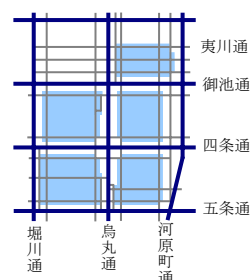
なお、昨年12月に、景観法に基づく景観計画を策定して、景観計画区域に移行させ、引き続き建築物に対してデザイン等の指導を行っています。

#### エ 職住共存地区の景観形成（市独自の「三つの建築ルール」）

平成15年度に、京町家等の伝統的建築物が多く残る都心部の職住共存地区において、三つの建築ルール（特別用途地区、高度地区、美観地区）を導入し、20mを超えるものに対し周辺環境への配慮を義務付けるなどにより、調和を基調とした都心の町並みの保全・再生に努めています。

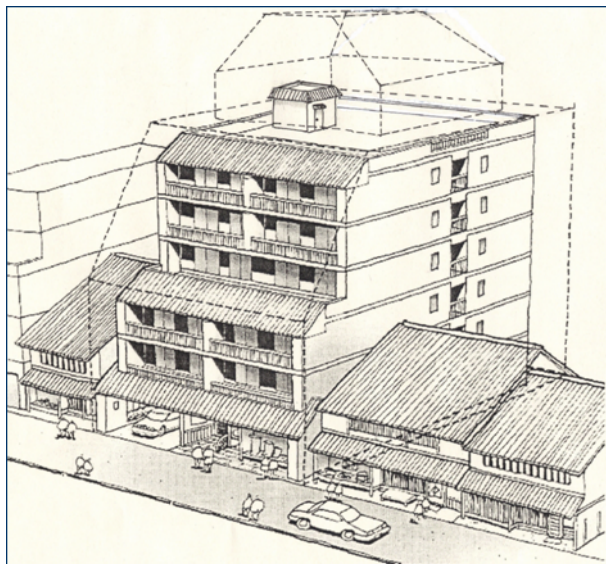
#### ※ 職住共存地区

京都市の中心部の田の字地区（河原町通、烏丸通、堀川通、御池通（一部夷川通）、四条通、五条通の6本の幹線道路沿道地区）に囲まれ



た内部地区のうち、基準容積率の上限が400%に指定されている区域。

【参考】 三つの建築ルールで誘導する共同住宅のイメージ



## (2) 課題と方針

### ア 規制・誘導をよりくまなく、かつ、きめ細かく

#### (7) 景観コントロール基準のきめ細かさの向上

地区の特性に応じ、景観を保全・向上させるためには、そのために必要な事項をもれなく、かつ具体的に定める景観コントロール基準が必要です。

このため、審議会中間取りまとめにおいて示された地区特性を十分踏まえて、必要な事項を基準化し、かつ可能な限り明確化することにより、地区の特性に応じた景観の維持・向上を実現します。このため、美観地区については、現在の地域の特性を類型化した「種別」による規制から、地区の景観特性に応じた「地区別」の規制へ転換します（P9 図2）。

#### －国に求める措置－

##### ① 道路斜線制限の緩和の可能化（情緒ある細街路の維持）

歴史都市・京都では、例えば先斗町や祇園町のように歴史的建築物と相まって、伝統的な情緒ある風情を醸し出している細街路が少なくありません。

こうした細街路では、道路斜線制限が厳しくなるため、適切な建替えが



困難になるなど、細街路の美しい町並みが維持できないおそれがあります。例えば、建築基準法 42 条 3 項を活用し、2.7 m の細街路を道路とみなした場合（P11 参照）、道路斜線制限により道路境界で許容される建築物の高さはその 1.5 倍（商業地域の場合）の 4m となり、2 階建ての建築物ですら更新が難しくなります。

よって、伝統的な情緒ある風情を醸し出している細街路等の景観の維持・向上のために必要がある場合には、道路斜線制限を緩和できるとする特別措置が求められます。

なお、現在の都市計画制度において、景観地区及び地区計画の手法により、斜線制限を緩和することが可能です。実際、京都市では、祇園町南側地区において地区計画を活用し、道路斜線制限を緩和することにより、課題の解決を図っています（P11 参照）。

しかし、これらの現制度は、斜線制限を適用しない条件として、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度等を定める必要があります（建築基準法第 68 条、第 68 条の 5 の 4）、特に後者を定めることは実態として容易ではありません。また、区域の利害関係者が主体的に考え整備を図っていく地区計画の手法は、長い歴史を持ち様々な土地利用の形態がみられる京都の都心部等においては地権者の合意が容易ではないため、活用が難しいという実情があります（祇園町南側地区は、賃借人が多く所有者が比較的少数であったこと、また、かつてより「町式目」という住民自身が主体的に定めたまちづくりのルールが存在し、地区の意識が高かったことなどの事情から、地区計画の策定が可能でしたが、他の地区では新たな住民も少なくなく、状況が異なっています。）。



## ② 風致地区及び景観地区で定めることができる基準の拡大

京都は、風致地区及び景観地区を、最も活用している都市であり、今後  
もより一層、審議会中間取りまとめに基づき、活用していくこととしてい  
ます。

しかし、風致地区及び景観地区で定めることができる基準は法律で限定  
されています。京都の景観を維持・向上させるため、次のとおり、定める  
ことができる基準を拡大する特別措置が求められます。

### a 建ぺい率の最高限度と緑地率（景観地区の基準拡大）

建ぺい率の最高限度と緑地率は、風致地区で設定可能ですが、景観地  
区では設定できません（景観法 61 条 2 項）。このため、特に、風致地区  
と接する景観地区において、景観上、隣接する風致地区に比べ、開放感  
や緑が少ないと感じられることとなります。京都市は、景観地区制度と  
風致地区制度を全国一活用しているため、こうした地区が少なくありま  
せん。

よって、風致地区に隣接する景観地区における開放性や緑の豊かさの  
向上のために必要がある場合には、景観地区においても建ぺい率の最高  
限度と緑地率を基準として定めることができることとする特別措置が求  
められます。

（なお、緑地率の基準については、都市緑地法に基づき、基準として定  
めることが可能です。しかし、面積要件がある、設定数値が限定されて  
いるという課題があります。）

### b 壁面線の位置の制限（風致地区及び景観地区の基準拡大）

風致地区及び景観地区とも、壁面線の位置の制限（～m以上後退せよ）  
は可能ですが、位置の指定（～mから○mまで）はできません（風致基  
準政令 4 条 1 項 1 号、景観法 61 条 2 項 3 号）。

美しい京町家の町並みの重要な特徴として、壁面線の位置の連続があ  
ります。これを維持するためには、例えばパリ市で行われている建築外  
枠規制のように明確に（例 道路境界から○cm）壁面線の位置の指定を  
可能にする特別措置が必要です。

### 【参考】

制度	風致地区	景観地区
基準		
建築物の建ぺい率の最高限度	○	×※ア
緑地率	○	×※ア
壁面線の位置の指定の規制	×※イ	×※イ

○：制度において基準の設定が可能

×：制度において基準の設定が不可能

## (イ) 「裾切り」の廃止

一定の高さ以下の建築物や工作物に対して認定や届出を不要とする地区が  
存在します。この「裾切り」により、一定の高さ以下の建築物等の景観コン

トロールが不十分となり、町並みを壊す建築物等が出現するおそれがあります。よって、美観地区をはじめ、認定・届出対象を拡大します（P9 図2）。

【参考：「裾切り」の状況】

美観地区	3～5種の10～15m以下の建築物，10～15m以下の工作物は，認定不要。
建造物修景地区	12～20m以下の建築物，20～31m以下の工作物は，届出不要。

(ウ) 景観制度を市域全域に

景観形成に関する制度に基づく地区指定がされていない地域が存在します（P8 図1）。こうした地域では、規制・誘導が何らなされていないため、景観が無秩序となるおそれがあります。

よって、こうした地域において、適切に景観地区又は景観計画区域を指定して規制・誘導を行い、町並みの無秩序化を防止します（P9 図2）。

イ 規制・誘導の実効性等の向上（法律化・義務化）

条例に基づく基準は、法律に基づくものと異なり、実効性などに課題があります（罰金等を設けることによる間接強制は可能ですが、代執行等の直接強制を行うことができません）。そのため、条例に基づく基準を景観法に基づく景観地区又は景観計画区域による基準としていきます。

また、規制・誘導が努力義務にとどまる場合にも実効性に課題があるため、努力義務である基準を義務としていきます。

これらにより、規制・誘導の実効性及び正当性を向上させ、もって景観の維持・向上を確実にします（P9 図2）。

【参考1：法律に基づく基準への移行（イメージ）】

従来	今後
建造物修景地区 ※	景観地区又は景観計画区域
沿道景観形成地区 ※	景観地区
歴史的景観保全修景地区	景観地区
界わい景観形成地区	景観地区

※ 建造物修景地区及び沿道景観形成地区は、景観法制定に伴い、平成17年12月から景観計画に基づき行為の規制等を行っています。

【参考2：努力義務の状況】

制度	努力義務
美観地区	3～5種の一定の高さ以下の建築物等
建造物修景地区	全ての建築物等
沿道景観形成地区	全ての建築物等

ウ 景観制度の積極活用

歴史的風土特別保存地区や伝統的建造物群保存地区といった自然景観の凍結保存・町並み保存制度や、歴史的景観保全修景地区や界わい景観整備地区といった本市独自のきめ細かい規制・誘導と助成措置による歴史的町並み保全・再

生制度など、あらゆる景観制度を地区の特性に応じて適切に活用していきます（P9 図2）。

－国に求める措置－

**歴史的風土・町並みを守るための財政支援措置の拡充**

景観制度のうち、買入れ（歴史的風土特別保存地区）や維持・修景助成（伝統的建造物群保存地区、歴史的景観保全修景地区・界わい景観整備地区）の措置を伴う制度の積極活用のためには、所要の資金の確保が不可欠です。

京都市は、その有する歴史的風土・歴史的町並みが広大であるため、これを守るための経費が膨大なものになっており、必要な指定や維持管理・修景を行うことが難しくなっています。一自治体の財政では対応が困難であり、さらなる国の財政支援措置の拡充が必要です。

**【必要な財政支援措置】**

歴史的風土特別保存地区

- ・買入れに係る負担額・率の増額・引上げ（補助率は現行 10 分の 7。かつて 10 分の 8（昭和 59 年度まで）。また、要望に対し、速やかに対応できない（4 年待ち）状況である。）
- ・維持管理に係る財政支援措置の創設（現行なし、古都における歴史的風土保存に関する特別措置法第 14 条に助成根拠あり）
- ・施設維持管理に係る財政支援措置の創設（現行なし、古都における歴史的風土保存に関する特別措置法第 14 条に助成根拠あり）

伝統的建造物群保存地区

- ・修理・修景に係る補助率の引上げ（現行 2 分の 1）

歴史的景観保全修景地区・界わい景観整備地区など

- ・修理・修景補助に係る補助に対する継続的な補助制度の創設（現行は市単独補助）

**【参考】**

（単位：百万円）

	平成 18 年度予算	平成 8～17 年度までの累計
歴史的風土特別保存地区	854	11,373
伝統的建造物群保存等事業 （産寧坂地区、祇園新橋地区、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区）	31	640
市街地景観整備条例に基づく修景助成事業（歴史的景観保全修景地区・界わい景観整備地区・歴史的意匠建造物）	60	352 （平成 9 年度制度発足から）
合計	945	13,218

**エ 歴史的市街地の景観創造**

審議会中間取りまとめに基づき、旧市街地（伏見旧市街地を含め、概ね明治後期に市街化していた区域）を「歴史的市街地」と位置付け、積極的に美観地区を活用して、地域の特性に応じた高さの最高限度の引下げや、形態、意匠、

色彩等のデザイン基準の見直しを行い、歴史的な建造物や町並みの保全・再生と新たな時代を代表する優れた景観の創造に取り組みます。

また、歴史的市街地のうち、田の字地区とこれに囲まれた職住共存地区を「歴史的都心地区」と位置付け、「歩いて楽しいまちなか戦略」（P52 参照）の展開と併せ「京都らしい風情があふれる、歩いて楽しい、快適なまちづくり」に重点的に取り組みます。

#### オ 夜間景観のあり方の検討

建築物のライトアップや屋外広告物のネオンサイン等、歴史都市・京都にふさわしい夜間景観のあり方について検討を行います。

#### カ 景観形成に関する教育の充実と活動を支える人材の育成

京都市の先導的な学校教育の過程における景観・まちづくりの分野の教育の充実、生涯学習における自主的な活動の奨励により、景観形成の重要性について幅広い市民の理解を深めます。また、景観や環境に造詣の深い建築・デザイン分野等の専門家を育成・活用し、景観形成の活動を支える人材を積極的に育成します。

##### －国に求める措置－

###### 都市景観に関する研究・教育機関の設立及び京都市における設置

景観の保全・再生・創造の取組に際しては、景観評価システムの構築や伝統技術の継承と発展等の研究・技術開発を行う必要があります。さらに、その成果を活用し、実践するためには、全国の地方自治体の景観担当職員や景観に携わる民間技術者等の教育・実習による人材育成が急務です。

このため、都市景観に関する研究・教育機関をナショナルセンターとして設立する必要があります。また、その設置場所は、景観資源の宝庫であるとともに、歴史都市・京都らしい景観の保全・再生・創造に向けた様々な取組がなされている京都市が最適です。

#### キ 既存不適格建築物の改修及び建替えに関する支援・誘導

京都市では、景観法の制定を機に、建築物の形態意匠等に関し、さらなる規制強化に取り組んでいくこととしており、新たな規制は、いわゆる既存不適格建築物には適用されず、建替え時に、新たな基準に適合させる必要があります。

##### －国に求める措置－

###### 既存不適格建築物の改修及び建替えに関する支援・誘導

景観規制に係る既存不適格建築物については、建替え時には、新たな景観規制に合わせる必要があるため建替えが進まず、不良ストックとして残されてしまうおそれがあり、景観の改善が進まないことが懸念されます。このような建築物の建替えを促進し、良好な景観の創造を推進する観点から、当該建築物の区分所有者が新たな基準に適合するよう行う建替えを支援する必要があります。

景観地区等の施行に伴う既存不適格建築物の改修及び建替えに関する支援、誘導を行う自治体への助成が必要です。

## 2 全市的に高さの最高限度を引き下げる

京都市は、147万人の人口を有する大都市です。しかし、なだらかに連なる三山に囲まれた盆地景の京都においては、東京やニューヨークのような高層ビルが立ち並ぶ景観はふさわしくありません。

低層木造の家屋が美しく連なるといった、生活の息遣いが感じられる、温かみのあるヒューマンスケールの都市空間こそ、京都の特徴です。

また、京都は緑豊かな山並みに囲まれており、通りなどからの美しい山並みへの眺望（「通り景観」）は、京都を特徴づける景観であり、欠かせない景観要素です。

都市の活力を維持しつつ、全市的に高さの最高限度を引き下げることが必要です。

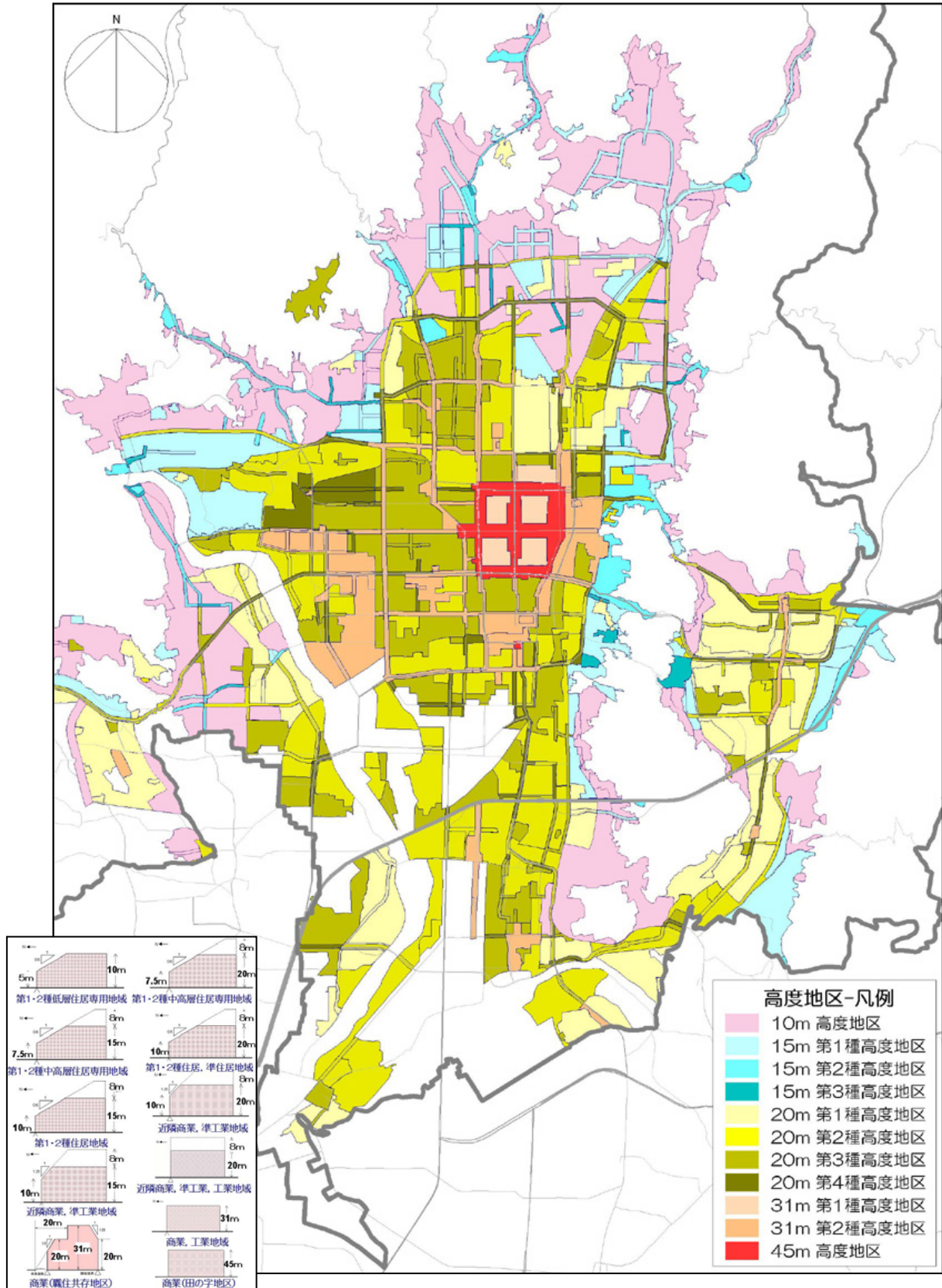
### (1) 京都市の努力

都市計画区域において定める「用途地域」では、低層住宅専用地域以外の地域では建築基準法に基づく高さ制限はありません。高さ制限に関するマクロのツールとしては、「高度地区」制度が都市計画法に定められていますが、全国ではそれほど活用されていません。

一方、京都市では、その歴史に育まれた調和のとれた美しい京都の町並みと、まちを囲むなだらかな三方の山並みの眺望の確保を図るため、これまでも高度地区制度を積極的に活用するなど、高さ制限にも力を入れてきました。

- ① 市街化区域のうち、一部の工業系用途地域を除く約14,000ha（市街化区域の約92.6%）に高度地区を指定し、建築物の高さ制限を11区分に分けてきめ細かく行っています。
- ② 加えて、風致地区、美観地区、歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区において、地区特性に応じた高さ制限を行っています。

# 高度地区の指定状況



## (2) 課題と方針

### ア 高さの最高限度の引下げ

建築物の高さ規制については、積極的に美観地区を活用するとともに、用途地域と連動して定めてきた高度地区による高さ規制のあり方を見直し、土地利用と景観形成の双方に配慮しつつ、よりきめ細やかにその最高限度を設定する必要があります。

このため、道路幅員と沿道の建築物の高さ規制との関係や保全が必要と認められる眺望への配慮とともに、世界遺産周辺、良好な低層の住宅地、歴史的な建造物が多く存在する地区など地域の景観特性や市街地環境の特性を勘案し、全市的に高さの最高限度を引き下げます。

また、隣接地区間での極端な高さの格差は、景観形成上はもとより、良好な市街地環境の保全を図る上で、影響を及ぼすおそれがあるため、良好な低層の住宅地や歴史的な建造物が多く存在する地区等の隣接地区において、高さの最高限度の格差を抑制します。

### イ 許可制による良好なデザインの建築物の誘導手法の導入

周囲の町並みより高い建築物であっても、優れた建築計画であれば、地域のランドマークとなるなど、中長期的視点から地域の景観の向上に貢献する場合があります。

このため、地域や都市全体の景観の向上に貢献すると認められる優れたデザインの建築計画の場合には、高さの限度を超えることを許可する本市独自の新たな誘導手法を導入します。

### ウ 既存不適格建築物に対する対応

景観という公共性のために、建替えが困難となる建築物、とりわけ、分譲マンションについては、高さの最高限度の引下げにより、同規模のマンションが建築できないことも予想され、合意形成等の面で、建替えが困難なものとなる可能性があります。

このため、こうした既存不適格建築物の建替えを促進し、周囲の町並みと調和のとれた建築物を誘導する仕組みについて検討します。

### エ 守るべき眺望景観の保全

高い建築物等が建設されることに伴い、京都の景観の特徴である美しい山並み等への眺望が阻害されるおそれがあるため、景観の保全の観点から守るべき眺望景観（視点場－視対象）を特定のうえ、規制・誘導手法の導入、眺望景観保全ガイドラインを策定するなどの取組を行い、貴重な眺望景観の保全につなげていきます。

## 第2節 「京都の象徴」を守り、育てる

### 1 「京町家等」を守り、育てる

洗練された京都の都市居住文化を育ててきた京町家は、現在も住まいや仕事場として幅広く利用され、京都のまちの歴史・文化の象徴であると言えます。

京町家は、壁面や軒線のゆらぎを伴う連続、いらかの波、独特の意匠（瓦ぶきで平入りの大屋根、大戸、虫籠窓など）、素材感（木、土などの自然的素材の外観など）を特徴としています。

平成10年度調査では、京都市の都心4区で約28,000軒の京町家が存在していました。しかし、再度調査を行ったところ、7年間に約13%が除却されていました。歴史都市・京都の景観の象徴とも言える「京町家」をはじめ、長い歴史の中で蓄積されてきた歴史的建築物等を守り、育てることが必要です。

#### (1) 京都市の努力

京都市は、京町家等の保全・再生のため、国の制度を積極的に活用するだけでなく、平成10年に京町家の保全・再生を促進するための方針や具体的な支援策を取りまとめた「京町家再生プラン」を策定するとともに、先導的な独自制度を次々と創設し、きめ細かな取組に力を尽くしてきました。

##### ア 面的な保全・再生（地区制度の活用・創設）

国の制度（伝統的建造物群保存地区）を積極的に活用するほか、京都市独自の地区制度（歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区）の創設・活用及び「京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」の制定により、必要な規制・誘導の実施、維持・修景の経費助成、防火規制の合理的な見直しなど、面的な歴史的景観の保全・再生に努めています。

##### イ 優れた京町家等の保全・再生（単体指定制度の創設・活用）

国の制度（文化財保護制度及び景観重要建造物制度）を積極的に活用するほか、京都市独自の単体指定制度（歴史的意匠建造物制度）を創設・活用して、必要な規制・誘導の実施、維持・修景の経費助成などを行うことにより、優れた京町家をはじめとする歴史的な建造物の保全・再生に努めています。

##### (7) 文化財保護制度（保存と補助制度）

【参考：京都市内の建造物指定数】

	指定文化財	登録文化財
国	240 (うち国宝40)	163
京都府	41	6
京都市	67	23

平成18年4月1日現在

##### (4) 景観重要建造物制度（景観法に基づく現状変更の規制）

景観法に基づき、今後、重要な景観を有する建造物について、景観重要建造物の指定を進めていきます。

平成18年3月には、伝統的な外観を有する京町家3件を、全国初となる



景観重要建造物に指定しました。

(ウ) **歴史的意匠建造物制度**（条例に基づく外観変更等の制限）

歴史的に重要な意匠を有する建築物の保全・再生を図る制度です。

平成 18 年 4 月現在で、108 件を指定しています。

**ウ その他の主な取組**

(ア) **京都市景観・まちづくりセンターによる取組**

市民と行政の協働による地域づくりを目指し、平成 9 年に設立した(財)京都市景観・まちづくりセンターは、景観の保全、創造、質の高い住環境の形成など京都の都市特性のさらなる向上のために、まちづくり活動支援事業、京町家所有者・居住者に対する相談事業、シンポジウムの開催、京町家改修の手引書の発行等の事業を実施しています。

平成 17 年度には、同センターを全国初となる景観法の規定に基づく景観整備機構に指定しました。

(イ) **町並み環境整備事業の実施**

平成 16 年度から国の町並み環境整備事業を活用し、姉小路界わい地区において京町家等の修景事業を実施しています。

(ロ) **京町家再生賃貸住宅制度の創設**

平成 16 年度から準特定優良賃貸住宅制度等を活用して、京町家等を賃貸住宅として整備する費用の一部助成を実施しています。

(ハ) **耐震改修促進助成の実施**

平成 16 年度から京町家を含む都市防災上改修の必要性が高い木造住宅等の耐震改修工事に要する費用の一部助成を実施しています。

(ニ) **京町家まちづくりファンドの創設**

平成 17 年度に、(財)民間都市開発推進機構の住民参加型まちづくりファンドを活用して、市民・企業から寄付を募り京町家の保全・再生に資する事業に活用するために、「京町家まちづくりファンド」を創設し、広く基金への支援を募るとともに、京町家の改修に取り組んでいます。

## (2) 課題と方針

### 京町家等の保全・再生の推進

京都市や所有者等が進める様々な取組にもかかわらず、年間相当の京町家等の歴史的建造物が減少して、マンションなどに変容しています。京都らしい景観を守るためには、京町家等の保全・再生に向けたさらなる取組を推進することが必要です。

#### (7) 保全・再生対象の拡大

都心部の町家のうち、面的・点的な保全制度の対象とされているものはその6%程度とわずかです。対象とされていない場合、優れた京町家が失われ、ひいては美しい歴史的な町並みが急速に崩れていくおそれがあります。保全・再生すべき京町家等を守るためには、面的・点的な保全制度（(1)ア及びイ）を積極的に活用し、早急に面的・点的な保全対象を増やしていくことが必要です。特に京町家が多く立ち並ぶ職住共存地区については、重点的な取組を進めます。

また、新たに創設された景観法に基づく景観重要建造物制度を積極的に活用します。

#### (4) 保全・再生徹底のための財政的支援の拡充

面的・点的な保全制度の指定をし、助成対象とした京町家等であっても、財政的な制約から必要な助成を速やかに実施できず、修理・修景が不徹底となっています。

修理・修景に必要な助成を速やかに行うよう努めます。

また、京町家等の歴史的な建造物を改修し保全するため景観整備機構「(財)京都市景観・まちづくりセンター」に設立した「京町家まちづくりファンド」を活用し、改修助成等を実施していますが、ファンドを更に充実して、京町家を改修し、保全していきます。

### －国に求める措置－

#### 京町家等を守るための支援措置の拡充等

京都市は、多くの守るべき京町家等の歴史的建造物を有しており、保全・再生に多大な経費を要するため、必要な指定や助成を行うことが難しくなっています。一自治体の財政では対応が困難であり、さらなる国の支援措置の拡充等が必要です。

##### 【拡充が必要な項目】

- ・ 景観重要建造物その他歴史的な建造物の適切な保全措置（修理・修景の助成）に対する支援の創設
- ・ 景観重要建造物に係る保全のための買取りや許可を受けることができないために損失を受けた所有者への損失の補償を行う地方自治体への財政措置
- ・ 景観整備機構への寄付金増進のため特定公益増進法人の認定
- ・ 景観重要建造物の買取りに伴う税制特例の創設
- ・ 景観整備機構に対する出資等の支援の充実

#### (7) 所有者の税負担の軽減

京町家等の保全・再生のためには、面的・点的な保全制度の対象とした優

れた歴史的町並み・建築物等の公共的意義に鑑み、所有者・居住者の税負担を軽減することが必要です。

#### －国に求める措置－

##### 保全対象の建築物等に係る固定資産税の特例措置の創設

伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物では家屋に係る固定資産税が非課税とされていますが、景観重要建造物や、京都市が独自の地区制度で保全対象としている京町家等には支援がありません。

面的・点的な保全制度の対象とした優れた歴史的町並み・建築物等の保全・再生の公共的意義に鑑み、景観重要建造物及び京都市が独自の地区制度で保全対象としている京町家等に係る固定資産税の特例措置の創設が求められます（なお、地方税法第6条に基づき、減免を行うことも可能ですが、地方交付税の基準財政収入額の算定にあたり考慮されないため、専ら京都市の負担となってしまいます。特に京都市は、国有林等の非課税面積や課税額の低い戦前の木造家屋の割合が高いことから固定資産税の市民一人当たり収入が他の政令市平均の89%にとどまるなど、財政基盤が脆弱であり、国の施策として法律に基づく措置がなされることが求められます）。

#### (I) 相続等の際の買取り・仲介

京町家等は、相続を契機に、相続税の負担や遺産分割のため現金化する必要性に迫られ、売却され喪失してしまうことが少なくありません。面的・点的な保全制度の対象とした優れた歴史的町並み・建築物等については、相続の際の逸失防止を図ることが必要です。

このため、面的・点的な保全制度により保全対象とされている京町家等については、買取りによる保全制度のほか、相続に伴い逸失するおそれがある場合に、一旦これを買取り、事後、活用する者に転売する仲介制度等についても検討を行います。

#### －国に求める措置－

##### ① 相続等の際の買取り・仲介制度への支援

相続等の際の逸失防止のための買取り・仲介制度については、資金の確保が大きな課題となりますが、京都市は、多数の保全対象の歴史的建築物を抱えているため、一自治体での対応は困難であり、国による助成や出融資の財政支援措置が必要です。

##### ② 相続税の特例の拡充

伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物・敷地には相続税控除の特例がありますが、重要文化財と比べて伝統的建造物群保存地区の控除割合は低く、また、景観重要建造物については、相続税の適正評価にとどまっており、京都市が保全の対象としている京町家等では支援がありません。

面的・点的な保全制度の対象とした優れた歴史的町並み・建築物等の持つ公共的意義に鑑み、相続の際の逸失を防止するため、相続税の特例措置の拡充が必要です。

#### (オ) 新築・建替え・改修を可能に

京町家に代表される伝統的な木造建築物については、容易に新築・建替え・改修できることが望まれますが、現状では、京町家等は、建築基準法の防火・構造規定に十分に適合させることはできません。

近年、防火構造に関する告示や限界耐力設計の京町家等への活用により、一定の新築・建替え・改修が可能となってきましたが、未だ十分ではなく、汎用性にも欠けます。歴史的建築物等の優れた意匠を維持・継承しつつ、必要な防火・耐震性を定める規定が必要です。

また、京町家の建ぺい率は60%を超えていることが多いため、地区(西陣、壬生など)によっては、建ぺい率が基準に適合せず、建替えにより町並みが崩壊する事態が生じています。加えて、空地を背面に確保せず前面道路側に設けることにより、町並みの連続性が失われています。

こうした地区において京町家等の町並みを継承していくため、建築基準法第53条第4項に基づく建ぺい率緩和の許可制度等の手法を活用していきます。

#### — 国に求める措置 —

##### ① 京町家等の保全・継承を可能とするきめ細かな防火・構造規定の整備

###### a 建築基準法上の認定制度の整備

現行の建築基準法では、京町家の新築・建替えは当然のことながら大規模な修繕や一部増改築(現代生活ニーズに対応するために需要の高い浴室・便所等の小規模な増改築)を行う場合においても、既存部分も含めた建築物全体に現行法が遡及適用(法3条3項3号、法86条の7)され、京町家の維持・修繕の大きな障害となっています。

このような状況を踏まえるとともに、地域の防災力の向上をより促進させる観点から、京町家等の部分的な増改築又は大規模な修繕・模様替えにあたり、地域の防災力の向上をより促進させる観点から、京町家等の伝統的建築物に適した構造補強によって耐震性能を向上させた場合(限界耐力計算法により大地震(震度6強)時に安全である(倒壊をまぬがれる)と判定された場合)、その既存不適格部分において、現行法の防火規定に見合う代替防火措置(ソフト、ハードの両面を考慮した総合的な防火措置)を可能とする認定制度(自治体が地域特性を勘案して認定する制度)の創設が必要です。

###### b 建築基準法上の防火・構造規定の整備

現行の建築基準法では、京町家等の伝統的工法の防火特性・構造特性を踏まえた規定の整備が未だ十分に進んでいない状況です。今までの研究成果も踏まえつつ、今後、国においてさらなる調査研究を進められ、伝統的工法にふさわしい防火・構造規定の建築基準法上の整備が必要です。

具体的には、新築・建替えにも適用できる、京町家等の伝統工法の特徴的な意匠形態を損なわない外壁、軒裏や開口部等の防火仕様規定の告示の拡充(軒裏防火について野地板の厚みを現行告示の30ミリに限定せず、京町家の通常仕様を許容する告示仕様を増やすなど、メニューの多

様化を図る)及び伝統工法の構造耐力要素(土壁,垂れ壁,木格子パネル等)の性能認定(限界耐力計算上の構造耐力の認定),更に,一般の建築士が容易に活用できる,限界耐力計算法の普及型の開発・告示化が必要です。

なお,検討にあたっては,京都市が行った調査研究(「京町家の耐震性確保のための改修工法マニュアル策定調査」(平成15年度調査(国庫補助調査)),「京町家の耐震診断及び補強設計のための限界耐力計算の簡易計算手法の開発等に関する調査研究」(平成17年度調査(京都市独自調査)))の成果等を活用されることが望まれます。

## ② 建築基準法の適用除外・緩和制度の拡充・創設

建築基準法の適用除外・緩和については,伝統的建造物群保存地区内の建築物・景観重要建造物・建築基準法第3条第1項第3号建築物とすることにより,可能となります。しかし,伝統的建造物群保存地区内の建築物や景観重要建造物は,共に緩和項目が限定列举されており,京町家等の維持・再生のためには,「その他必要な規定」を認める特別措置が必要です。

また,これらの指定がされないものでも,重要な京町家等で自治体が必要であると判断し,保全の措置を講じている場合に,機動的に適用除外・緩和できる制度が必要です。

さらに,面的な京町家等の建替え・新築を強力に誘導するためには,一定の地区をあらかじめ指定し,適用除外・緩和を可能にする制度も必要です。

## ③ 賃貸京町家改修促進策の整備

平成12年に借地借家法に「定期借家制度」が創設(第38条)され,賃貸借契約に期限を設けることが可能になりましたが,施行時に締結済みの契約については,「定期借家制度」によって契約を締結をし直すことはできないなどの制約があります。

しかしながら,賃貸されている京町家では,改正前の借地借家法に基づく契約が継承されていることなどが理由となり,家賃の適正な設定が難しい事例があります。それらの京町家は,維持修繕に必要な費用が確保できないことから修繕が行われず,老朽化しているものが少なくありません。

こうした京町家を所有者が修理・修景できるようにするため,景観に配慮すべき地域にある建築物等については,「定期借家制度」の適用範囲を拡大する特別措置が必要です。

## 2 「細街路・袋路」を維持・継承する

長い歴史の中で育まれてきた京都市には、細街路（4mに満たない道路）や袋路（行き止まりの道）が相当数存在します。

このような細街路の中には、例えば先斗町や祇園町のように歴史的建築物と相まって、伝統的な情緒ある風情を醸し出しているものも少なくなく、そうした細街路については、安全性に配慮しつつ、今後も維持・継承していくことが必要です。

### (1) 京都市の努力

建築基準法の規定では、道路は原則として4m以上とされており、4m未満の道に接する建築物は建替えに際してセットバックが義務付けられていることから、細街路が失われることとなります。

また、袋路についても、京都市では街区の成り立ちなどから道路扱いとしていないため、その沿道では改修や建替えが進まず、建物の老朽化やそれに起因する地域社会の喪失といった課題が生じることとなります。

京都市は、平成18年3月に、建築基準法第42条第3項の規定を活用し、祇園町南側地区において、4m未満の細街路を道路とみなして、防火対策などを講じつつ、京都らしい細街路の維持・継承に努めています。

### (2) 課題と方針

#### ア 美しい細街路の維持・継承

今後とも、残すべき細街路を把握し、これについて防火対策や避難路の確保などを講じつつ、拡幅が不要となる措置を講じることが必要です。

祇園町南側地区に引き続き、4m未満の守るべき美しい細街路について、安全面等に対する十分な配慮を行ったうえ、建築基準法第42条第3項の規定を活用していきます。

#### －国に求める措置－

##### ① 建築基準法第42条第3項の裁量拡大（2.7m未満道路の実現）

建築基準法では、2.7m未満の道路は認められていませんが、京都市には、2.7m未満の美しい細街路が存在します。例えば先斗町は1.8mであり、こうした伝統的な風情を守るためには、特別措置が必要です。

##### ② 細街路指定に伴う道路斜線・道路容積率の非適用・緩和の可能化

細街路を道路として指定することに伴い、自動的に道路斜線制限が厳しくなり、道路幅員による容積率も小さくなってしまいます。

沿道建築物の更新を細街路の情緒ある風情に調和する形で適切に進めていくためには、一定の条件の下、道路斜線制限と道路幅員による容積率の規定を適切に緩和するための許可を可能とする特別措置が必要です。

## イ 美しい袋路の維持・継承

現状を放置しておくとし、緊密な近隣関係等、京都らしい地域社会を支える袋路が確実に衰退していくため、適切な形での建物の建替えを可能とする措置を講じる必要があります。

建築審査会の同意を得て接道義務を解除できるとする建築基準法第 43 条ただし書の規定を活用し、既存建築物の改修や建替えを地域との連携により進め、安全性を向上させつつ、美しい袋路の維持・継承を図ることを検討します。

また、袋路の維持・再生を図るため、袋路内全体を一つの敷地として、建築基準法第 86 条に基づく連担建築物設計制度を活用した京都市独自の袋路再生型連担建築物設計制度のさらなる活用を検討します。

### 3 「山紫水明の都」を継承する

「山紫水明の都」と讃えられている京都は、緑の山並みに囲まれ、鴨川や桂川をはじめ、いくつもの清流が市内を流れています。これらは、潤いのある景観の基盤となることはもちろん、自然と共生する豊かな生活を支え、日本人の精神文化・みやびの心を育んできたとも言えます。

京都創生の実現には、この「山紫水明の都」の継承が必要です。

#### 3-1 緑を守り、育てる

##### (1) 京都市の努力

平成11年2月に、2025年までの目標や施策などを示す「京都市緑の基本計画」を策定し、総合的な取組を進めています。

計画では、緑被率（敷地に対する樹林や芝生などの面積の割合）を、市街化区域全体で24.4%（計画時）から33%にするという数値目標を掲げています。

##### ア 公有地の緑化の推進

公有地では、緑被率を計画時より100%増加させるという数値目標を掲げています。

##### 【具体的な緑化の目標】

区 分		目 標
公有地	都市公園	基幹公園：緑化率60%以上 その他の公園：緑化率80%以上
	道路	歩道幅員3.5m以上の道路は街路樹及び植樹帯の整備を行う
	その他	敷地面積の30%以上の緑化

##### イ 民有地の緑化の促進

民有地では、緑被率を計画時より50%増加させるという数値目標を掲げています。

##### 【具体的な緑化の目標】

区 分		目 標
民有地	工場	敷地面積の20%以上の緑化
	住宅団地	敷地面積の20%以上の緑化 総合設計制度による公開空地の30%以上の緑化
	社寺境内地	庭園、生垣、樹林地を含めた環境の保全に努める
	個人住宅	地域の特質を生かした緑化に努める

##### (7) 緑化率の設定による緑化促進

風致地区において、緑化率を基準として設け（敷地の40・30・20%（1・2・3～5種））緑化を推進しています。



#### (イ) 沿道地区の緑化の促進

界わい景観整備地区の一部において、道路など「公共用地に面する部分に塀若しくは門又は生垣その他の植栽を設ける」という基準や、「三条通側にベンチ・イス・花壇・樹木その他地区の景観を活気と潤いのあるものとするものを設ける」という基準を設け、緑化を推進しています。

#### (ウ) 河川沿い地区の緑化の促進

界わい景観整備地区の一部で、河川と壁面の境界に「塀又は生垣若しくはこれに類する植栽を設ける」という基準を設け、緑化を推進しています。

#### (エ) 緑化重点地区制度の活用

風致地区を除く市街地全域を都市緑地法第4条第2項ホの緑化重点地区に指定し、1000㎡以上の緑化施設整備を支援します。

#### (オ) 屋上等緑化の支援

平成18年度に、建築物の屋上や壁面を緑化した場合に最高で費用の50%を助成する制度を創設し、緑化に努めています。

### ウ 優れた庭園の維持

特別名勝二条城二の丸庭園、名勝無鄰菴庭園などの維持管理、公開に努めています。また、平成7年3月に(財)京都市都市緑化協会を設立し、庭園管理技術の研修等に努めています。

### エ 三方の山々と山麓部の緑の保全

風致地区、歴史的風土特別保存地区、自然風景保全地区等の規制・誘導制度を活用し、三方の山並み等の自然景観や山ろく部の田園風景、緑豊かな住宅地等の保全に努めています。また、歴史的風土特別保存地区においては、土地所有者の申出に基づき、土地の買入れと管理を行っています。

## (2) 課題と方針

### ア 優れた庭園の維持

京都は、平安時代から日本庭園発展の舞台であり、各時代を代表する庭園が存在し、その多くが公開されています。しかしながら、相続や譲渡に伴って庭園が失われるなど、優れた庭園の存続については今後もなお多くの困難が予想されます。民間所有庭園については、逸失を防ぐとともに、できる限り広く一般公開を実現し、市民はもちろん、内外の訪問者にも京都の庭園の素晴らしさを知ってもらうことが必要です。

このため、民間に残る優れた庭園について、史跡や名勝としての指定を検討します。また、庭園を維持するため、公的資金による公有化やトラストによる保有などについて検討するとともに、市民等とのパートナーシップにより庭園を維持管理する方策を検討します。

#### －国に求める措置－

#### ナショナルセンターとしての伝統庭園研究センターの設立

京都は庭園研究先駆けの地であり、地元大学においても、庭園の歴史研究や発掘庭園の保存修景等が始められています。また、庭園管理のための技術伝承

等の研修も進められています。

こうした基盤を活用し、我が国の庭園研究を進める拠点として、京都にナショナルセンターとしての「伝統庭園研究センター」を設置することが必要です。

## イ 三方の山々と山麓部の緑の保全の推進

三方の山々と山麓部の緑は、京都の景観を特徴づける重要な要素です。

風致地区、歴史的風土特別保存地区、自然風景保全地区等の規制・誘導制度を適切に活用していきます。

また、歴史的風土特別保存地区内の買入れ地をはじめとする森林等については、維持管理が行き届いていないことや植生の変化による景観への影響を踏まえ、適正な維持管理の仕組みが必要であり、森林等の所有者との連携を図り、間伐作業等のボランティアの活用や専門家の育成など、緑の保全に対する総合的なマネジメントの仕組みを導入するとともに、まとまった買入れ地を自然に親しむ空間として活用していきます。

さらに、林業を通じた森林の育成・活用により、特長的な森林景観を形成している地域については、地場産材の活用促進を含む林業振興との連携により、景観の保全を進めます。

## ウ 公有地の緑化の推進

### (7) 公園の整備推進

京都市緑の基本計画に掲げた目標の達成を目指し、引き続き整備を推進します。

当面は、伏見桃山城運動公園（仮称）のほか、街区公園について整備を推進します。

### (イ) 道路空間の緑化推進

道路空間は大きな面積を占める公共空間であり、緑化による潤い醸成の効果は多大です。京都市緑の基本計画の目標に掲げる歩道幅員 3.5m以上の道路への街路樹及び植樹帯の整備をはじめ、積極的に緑化を推進します。

#### －国に求める措置－

#### 道路空間の緑化推進の支援

道路空間は、広大な面積を占めるため、潤い創出の余地や効果も大きくなります。京都にふさわしい先導的な緑化推進を進めるため、支援が必要です。

##### a 植樹帯の設置の原則化

道路構造令では、植樹帯を設けるのは、第4種第1級及び第2級の道路であり、その他の道路は「必要に応じ」設けるとされています。

このため、山紫水明の京都再生には、植樹帯を設けることを原則として、歩道幅員に余裕がない場合等は例外とすることが必要です。

##### b 植樹帯の幅の自由化

植樹帯の幅員は道路構造令によって「1.5mを標準」とし、施行通知で「概ね1m以上2m以下」とされています。これを超える幅員は限定的・例外的にしか認められません。美しい道路を造るためには、植樹帯の幅員を自由に

設定できる特例が必要です。

**c 植栽帯制度の創設**

道路構造令では、「道路は舗装するものとする」と定められており、植樹帯以外の緑化が想定されていません。狭い歩道が多い京都では潤いのない空間が連続することとなるため、新たに植樹帯に加え、「植栽帯」を設けることができるとする特別措置が必要です。

**d 道路空間の緑化推進のための財政支援措置の創設**

既設道路において、植樹柵間のコンクリートをはがして緑化したり、植樹の間にさらに植樹するなどの取組を進めるために、助成などの財政支援措置の創設が必要です。

**(ウ) その他公共公益施設の緑化推進**

京都市緑の基本計画に掲げた目標を達成するため、特に、大きな潤い醸成効果が期待できる屋外駐車場や、沿道地区又は河川沿い地区の緑化を検討する必要があります。緑化基準の導入を検討します。

**エ 民有地の緑化の推進**

**(ア) 沿道地区の緑化の推進**

道路端から商店等の建築物までの空間は、多くがコンクリートです。また、敷地がコンクリートである駐車場（営業駐車場、商店の駐車場、個人住宅の駐車場など）も数多く存在します。これらの緑化の推進により、まちの潤いは大きく向上すると考えられます。

このため、沿道地区の景観ルールの検討に際しては、建築物の壁面・柵・塀と道路との間の敷地や、公共用空地から見える駐車場について、地区の特性に照らした緑化のあり方を検討します。

**(イ) 河川沿い地区の緑化の推進**

河川沿い地区は、特に清流と調和した植栽等の緑化がなされることにより、美空間の創出が可能です。

このため、河川沿い地区の景観ルールの検討に際しては、建築物の壁面・柵・塀と河川との間の敷地について、地区の特性に照らした緑化のあり方を検討します。

**(ウ) モデル的な緑化の支援**

引き続き、モデル的な緑化施設整備について支援を推進します。

**(エ) 屋上等緑化の支援**

引き続き、屋上等緑化について支援を推進します。

**(オ) 工場・住宅団地の緑化の推進**

引き続き、京都市緑の基本計画に掲げた目標の達成を目指して緑化を推進するとともに、推進するためのシステムについて検討します。

## 3-2 水辺を守り、再生する

### (1) 京都市の努力

「山紫水明」の京都らしい美しい景観を形成するため、長代川・善峰川・有栖川など、多自然型河川の整備を積極的に進めています。

また、水辺空間の整備を図るため、堀川や七瀬川の整備を進めています。

その他の河川改修についても、周辺の景観との調和を図りながら整備を進めています。

### (2) 課題と方針

#### ア 多自然型河川・水辺空間の整備推進

治水の観点からの整備により、自然を失いコンクリート張りとなっている河川も少なくありません。今後は、可能な限り多自然型河川として整備するとともに、水辺空間の整備を推進します。

当面は、長代川、善峰川、有栖川を多自然型河川として整備を推進するとともに、堀川、七瀬川において水辺空間の整備を推進します。

#### 一 国に求める措置一

##### 景観配慮により増加する経費の補助対象化

山紫水明の京都の再生のためには、グレードの高い整備水準を補助対象とする特別措置が必要です。

##### 【グレードの高い整備の具体例】

- ・護岸工における間知ブロックに代わる間知石や乱積み用石の採用
- ・橋梁本体や欄干の意匠，材質
- ・転落防止柵の意匠，色彩，材質
- ・管理通路の舗装材質
- ・緑地の樹種類，規格

#### イ 鴨川・桂川の整備推進

京都のシンボルとも言える鴨川・桂川については、国が桂川を、府が鴨川を整備・管理しています。美観地区を中心に美しく整備されていますが、全流域を通じた京都らしさ・美しさのさらなる徹底が必要です。

#### 一 国に求める措置一

##### 鴨川・桂川の景観整備の推進

国及び府において、鴨川・桂川の景観に一層配慮した整備を行う努力が重要です。

こうした特段の配慮を京都創生の国家的必要性に鑑み義務付ける特別措置が必要です。

#### ウ 水質浄化装置の設置推進

親水性河川として整備する際は水質の確保が重要であり、水質浄化装置の設置が必要ですが、この経費は補助対象となっておらず、資金の確保が課題です。水質浄化装置の設置により、親水性河川を憩いの空間としていきます。

#### エ 豊かな清流の維持・復活

東高瀬川など、水量が減少し、かれつつある川が存在します。豊かな清流の

維持・復活のためには、疏水の水や鴨川の水を引き込む措置が必要であり、水利権の問題の解決が必要です。

高瀬川，東高瀬川，堀川をはじめとする清流の維持・復活を行っていきます。

#### **オ かれ川・暗渠河川の復活**

かれ川となったり，道路用地等の問題から暗渠化された河川も少なくなく，こうした清流が復活されることが望まれますが，資金の確保が大きな課題です。都市整備に併せてかれ川・暗渠河川の復活を行っていきます。

#### **カ 市内周辺地域における下水処理の実現**

大原，静原，鞍馬，高雄をはじめとする市内周辺地域は，下水道事業計画区域外であり，これらの地域の生活環境の改善及び水環境の保全のため，下水処理を推進する必要があります。

このため，平成16年3月に定めた「京都市周辺地域総合下水処理対策（案）」に基づき，下水道整備並びに合併浄化槽の設置を推進します。

## 4 「京の橋」を継承し、あるいは創る

橋は重要な景観構成要素で、景観に大きな影響を与えます。京都には、渡月橋、三条大橋といった歴史ある美しい橋が、多数存在します。これらもまた、京都の歴史と文化を象徴し、景観を引き立てる要素です。

こうした伝統的な美しい橋を継承するとともに、新たな橋についても京都らしく美しいデザインとしていく必要があります。

### (1) 京都市の努力

#### ア 伝統的な橋の継承

京都には伝統的な橋が多数存在しますが、これらの補修は補助対象とならないものが多いため、京都市は多額の費用をかけて伝統的な様式を守る努力をしています。

【参考：補修費用の例】

- ・渡月橋 平成11年に3億円をかけ補修（全額単費）
- ・三条大橋 昭和49年に8,500万円をかけ補修（全額単費）

#### イ 鴨川にふさわしい橋づくり

鴨川の河川空間の美しさと、そこに架かる橋の美しさは、京都らしい美しいまちを構成する大変重要な要素です。鴨川の橋を、京都にふさわしい文化的・芸術的なもの、個性的なものとしていくために、京都市では「明日の鴨川の橋を考える会」を設置、検討いただき、平成14年10月に今後の鴨川の橋のあり方を示した提言「『橋のみやこづくり』をめざして」を受け取りました。

この提言を尊重し、市民が誇りにできる鴨川にふさわしい橋づくりに努めています。

#### ウ 京都らしく美しい橋の整備

京都市は、特に美観・風致地区において、高欄・照明施設・防護柵など、デザインに京都らしさ・美しさを考慮した橋を整備してきました。

近年はさらに、橋の架替えや補修に当たって、デザイン面での改善を検討・実施しています。

これらの京都独自の整備には、補助対象とならないものが多いですが、京都市は多額の費用をかけて京都らしく美しい橋の整備に努めています。

### (2) 課題と方針

#### ア 伝統的な橋の継承

引き続き、渡月橋、三条大橋といった伝統的な橋梁について、景観を考慮して適切に補修し、継承していきます。

#### －国に求める措置－

##### ① 伝統的な橋梁の継承を可能に（橋の構造の特例）

渡月橋、三条大橋といった伝統的な橋梁は、河川法の政令の基準に合致せず、現状のままでは架替えができません。伝統的な橋の継承のためには、これらの規定を適用除外できることとする特別措置が必要です。

**【参考：架替えの障害となる規定】**

- ・水面から橋桁までの高さ（河川管理施設等構造令第64条）
- ・橋脚の間隔（河川管理施設等構造令第63条）
- ・橋脚の形状（河川管理施設等構造令第62条第1項）

**② 伝統維持に必要な経費の補助対象化**

伝統的な橋を維持するための補修は、多額の経費が必要となり、一自治体では、対応が容易ではありません。

伝統的な橋の確実な継承のためには、必要な経費についての特別な財政措置が必要です。

**イ 鴨川にふさわしい橋づくり**

鴨川の橋の補修、架け替えにあたっては、歴史、自然、景観などの地域の特性を反映し、市民が誇りにできる、景観に調和しつつ新たな景観の創造にもつながる個性的なデザインとしていきます。

**ウ 京都らしく美しい橋の整備**

地域の景観に配慮した京都らしく美しい橋の整備を推進します。特に、桂川等の主要河川に架かる橋の新設・架替え・補修の際には、地域の特性を踏まえた美しいデザインなど景観への配慮を行っていきます。

**－国に求める措置－**

**① 景観配慮に必要な経費の補助対象化**

京都は、歴史都市として、デザイン面での改善に努めていますが、景観に配慮した橋の整備に必要な経費は補助対象とならないものが少なくありません。

京都の橋を美しくしていくために必要な経費について、補助対象とする特別措置が必要です。

**② 直轄国道の橋梁も美しく**

直轄国道（1, 9, 24, 171号）に架かる橋についても大きな景観要素であり、京都創生の趣旨に鑑み、新設・架替え・補修の際には、景観に配慮したデザインとしていく努力が重要です。

こうした特段の配慮を義務付ける特別措置が必要です。

### 第3節 景観を悪化させる要因を取り除く

#### 1 無電柱化を推進する

日本の都市に比べ、欧米の都市の町並みが美しいと感じられる大きな要因として、「立ち並ぶ電柱と空を横切る電線がないこと」が挙げられます。歴史都市であるロンドンやパリの無電柱化率は100%であり、近代都市であるニューヨークでも7割を超えています。

京都市は、幹線道路のほか、産寧坂といった伝統的建造物群保存地区など、その美しい景観を守るために特に力を入れている地域でも、無電柱化はまだ緒についたばかりです（都市のうち最も進んでいる東京23区では、幹線道路で47.9%ですが、京都は、10.3%にとどまっています。）。

都市の景観を阻害している極めて大きな要素である「電柱や電線類」をなくすことにより、景観を大きく改善し、美空間へと変貌させることが可能です。しかし、現行のスピードでは非常に長い期間を要するため、国の制度的、財政的な支援を得つつ、無電柱化を推進していくことが、京都創生の実現のために、不可欠です。

<整備前>



<整備後>



#### (1) 京都市の努力

景観面のほか、安全で快適な歩行空間の確保、都市災害の防止とライフラインの安全性・信頼性の向上、高度情報化社会への対応等の観点からも、無電柱化を積極的に推進しています。

##### ア 無電柱化済み路線

昭和61年度から地中化計画を策定して無電柱化事業を推進し、平成18年3月末現在で約46.4kmを整備しています。

【参考：整備済み路線】

- ・市内中心部の幹線道路：御池通・烏丸通・堀川通 など
- ・歴史的な町並みの地域：八坂通・ねねの道・花見小路通 など

##### イ 平成20年までの計画（無電柱化推進計画<第5次計画>）

無電柱化推進計画<第5次計画>（計画路線約34km、平成16年～平成20年）に基づき、無電柱化事業を推進しています。

【参考：整備予定路線】

- 祇園・岡崎地区、二年坂・産寧坂地区 など

##### ウ 重点整備対象地域



歴史と文化を継承した美しいまち・京都を実現するために、歴史的町並み景観の保全・再生が望まれる地域や歴史資源の豊かな地域を、無電柱化を集中的に実施する重点的整備対象地域に定めています。

【参考：重点整備対象地域】

- ・広域的な取組：職住共存地区 14.3km
- ・面的な取組：世界文化遺産・伝統的建造物群保存地区・美観地区等の周辺 30.9km
- ・線的な取組：京都環状線内の幹線道路 98.4km 計 143.6km

## (2) 課題と方針

京都の美しい景観を守る観点から、現行の無電柱化推進計画（第5次計画）の実現に向けて事業を推進していきます。

しかしながら、日本文化の象徴である歴史都市・京都を「電線のない美しいまち」とするためには、幹線道路のほか世界文化遺産周辺や重要伝統的建造物群保存地区等の重点整備対象地域において、少なくとも約150kmの早急な整備が必要であり、整備には膨大な費用がかかることや電線管理者の合意が必要など財政的・制度的課題があります。

今後も効果的な整備手法を検討し、無電柱化の早期達成に向け取り組んでいきますが、これらの課題については、本市の努力のみでは解決できないことから抜本的な無電柱化の推進制度が必要です。

### －国に求める措置－

#### ① 要請者負担方式における京都市負担の軽減

電線管理者の合意が得られた補助事業となれば、京都市は事業費（幹線地中化で1km概ね7億）の3～4割の負担で事業を実施できます。

しかし、京都では、歴史的な町並みなど、電力需要が少ないために電線管理者の合意が得られない道路での無電柱化も多数必要です。この場合、補助がないため、全額を京都市が負担せざるを得ません。無電柱化推進計画<第5次計画>についても、34kmの約2割に当たる6.6kmがこの方式になると想定されており、計画の円滑な実施のためには、京都市の負担の軽減のための特別措置が必要です。

#### ② 裏配線・軒下配線方式の確立

京都は、歴史都市の特性として、歩道がなかったり、あっても幅員が不十分な細街路も多く、こうした道路の無電柱化には地中化（電線共同溝方式）でなく裏配線・軒下配線方式により対応することも検討する必要があります。この方式は、地中化より迅速・廉価というメリットもありますが、事業の法的な裏付けや財政措置がないため、進めにくい状況にあります。

歴史都市・京都の無電柱化推進のためには、地中化と同様に、裏配線・軒下配線方式の法的裏付けや財政措置を設ける特別措置が必要です。

#### ③ 舗装グレードアップの補助対象化

京都は、歴史都市の特性として、歴史的町並みを形成する細街路をはじめ、舗装のグレードアップが求められますが、例えば石畳の場合、通常の舗装より約10～20倍の経費を要するなど、多額の経費を要するにもかかわらず、

通常舗装からのグレードアップは補助対象となっておりません。

歴史都市・京都創生のためには、無電柱化に加えて舗装グレードアップを補助対象とする特別措置も必要です。

**④ 抜本的な無電柱化推進制度の創設**

重点整備対象地域（(1)ウ）の無電柱化を達成するために、現在の制度（財政措置含む）では非常に長い期間がかかってしまいます。

無電柱化の推進には、抜本的な無電柱化推進制度が必要です。

**a 「歴史的町並み景観地区」における国等による無電柱化の実施**

無電柱化には、1キロ概ね7億という膨大な事業費を要するところ、歴史都市・京都は、無電柱化を推進すべき歴史的町並みを広範に抱えているため、対応に苦慮しています。

歴史的町並み景観の保全・再生を特に図るべき地区（(1)ウの重点整備対象地域）の無電柱化の必要性・重要性に鑑み、国又は（仮称）無電柱化推進機構において事業を実施する特別措置が必要です。

**b 「歴史的町並み景観地区」における無電柱化の義務付け**

道路管理者は、電柱を道路に設けるための道路占有許可の申請があった場合で、政令で定める基準に適合するときは、許可を与えなければならないとされており（道路法第36条）、歴史的町並み景観の保全・再生を特に図るべき地区（(1)ウの重点整備対象地域）であっても、無電柱化を義務付けることはできません。

こうした地区の無電柱化の必要性・重要性に鑑み、法律等で義務付けが可能となるなどの特別措置が必要です。

## 2 放置自転車等を追放する

京都は概ね平坦な土地であることもあり、自転車の交通分担率が高く、鉄道駅周辺や都心部繁華街などでは、放置自転車等が目立ちます。

放置自転車等は、景観を阻害する大きな要素で、安全・快適の面からも課題となっており、緊急の対応が不可欠です。

### (1) 京都市の努力

昭和 60 年に、放置自転車の撤去及び大規模小売店舗に対する自転車駐車場の付置義務を規定する「京都市自転車放置防止条例」を制定しました。平成 12 年に改正を行い、遊技場、銀行等に付置義務を拡大するなど、充実を図っています。

また、平成 12 年に、「京都市自転車総合計画」を策定し、利用環境の整備と利用マナーの向上を施策の両輪として、自転車問題を行政・市民・関係事業者の協力・連携によって解決するための取組を総合的・積極的に推進しています。

こうした取組の成果として、100 台以上の放置が見られる駅周辺の放置自転車数は、平成 11 年から約 40%も減少しました。しかし、一方で、都心部においては約 15%増加しているという課題も生じています。

#### ア 自転車等駐車場の整備

##### (ア) 公共駐車場の整備

年間数箇所の整備、開設を行っています。

【参考：平成 17 年度の整備】

近鉄東寺駅、京阪六地藏駅

##### (イ) 民間駐車場の整備促進

一定規模以上の小売店舗、遊技場、銀行等の新增設について、付置義務を条例により課し、整備を推進しています。

#### イ 放置自転車等の撤去

撤去強化区域 10 箇所で週 1 回、撤去強化区域外約 50 箇所で月 1～2 回ペースの撤去を実施し、年間延べ約 7 万台の撤去を行っています。

#### ウ 放置防止の啓発指導

自転車等駐車場が整備されている駅周辺に啓発指導員を配置し、週 2～3 回のペースで指導を行うとともに、各土木事務所が地元と連携し早朝啓発を月 1 回のペースで実施するなど、きめ細かい指導・啓発に努めています。

また、京阪神クリーンキャンペーンとして、電車内の中吊り広告やパンフレットにより、啓発を行っています。

【参考：平成 17 年度の啓発指導員配置 16 駅】

### (2) 課題と方針

#### ア 自転車等駐車場の整備

放置自転車等を追放するためには、駐輪需要に対応した自転車等駐車場が整備されることが必要です。また、鉄道事業者や商業事業者など、駐輪需要を生み出す原因者が整備又は応分の負担を行うことについて検討を進める必要があります。

#### (7) 新設駅における整備推進

鉄道駅の新設に伴って必要とされる自転車等駐車場について、引き続き整備を推進します。

当面は、南区キリンビール工場跡地付近（JR新駅）、西大路及び天神川（地下鉄新駅）において整備を推進します。

#### (イ) 既設駅における整備推進

既設駅については、用地の確保が大きな課題となっています。原因者である鉄道事業者と協力を求めるとともに、用地確保等に努め、放置自転車等が多数存在する駅について順次、整備を推進していきます。

当面は、京阪四条駅、出町柳駅、松尾駅などにおいて取り組んでいけるよう検討を行います。

#### －国に求める措置－

##### 鉄道駅における整備推進（付置義務の可能化）

自転車法においては、鉄道事業者に対し、駐輪場整備について努力義務が規定されており、鉄道事業者によって需要に応じた自転車等駐車場が整備されることが求められます。

京都市もこうした取組に対して支援を行っていますが、京都の場合、京都市交通局、JR、京阪、京福、阪急、近鉄、叡山の7事業者が存在し、鉄道駅数も多いため、財政的制約からこれ以上対処しきれないのが実情です。

このため、鉄道事業者に明確な付置義務を条例で定めることができることとする特別措置が必要です。

#### (ウ) 店舗等における整備推進

商業事業者など原因者において駐輪需要に応じた自転車等駐車場が整備されることが求められ、これを確実にするための付置義務の適正化について検討を行います。

#### (エ) 都心部における抜本的な対策の実施

京都の魅力と活力が凝縮されている都心部（先斗町通、綾小路通、両替町通、押小路通に囲まれた地域）には、大量の自転車や原動機付自転車等が放置され、安全かつ快適な通行を阻害するとともに、良好な景観を損ね、まちの魅力を下下させています。

そのため、今後5年間で集中的に取り組む事項を定めた「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」に基づき、抜本的な放置自転車対策等を実施し、安全かつ快適な歩行・走行空間を確保するとともに、良好な景観を保全することにより、歩いて楽しいまちづくりを推進します。

##### 【参考：アクションプログラムの内容】

- ・2,500台分の自転車等駐車場の整備（平成18～22年度）
- ・自転車駐車場付置義務の見直し（強化）（平成21年度）
- ・民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設（平成20年度）
- ・地域との協働による啓発・監視活動（平成19年度）
- ・放置自転車撤去の強化（平成19年度）

－国に求める措置－

**自転車等駐車場整備等に係る財政支援措置**

京都の活力と魅力が凝縮されている歴史的都心地区における「歩いて楽しいまちなか戦略」推進のための自転車等駐車場整備などに必要な国庫補助金所要額の確保等特別な財政支援が必要です。

**イ 放置自転車等の撤去**

放置自転車等の撤去は、放置自転車等の減少に対して、一時的な効果だけでなく、長期的にも一定の効果があります。保管場所の確保や撤去に要する人件費等の課題等がありますが、引き続き適切な撤去を進めます。

－国に求める措置－

**撤去自転車等保管所整備に係る財政支援制度の創設**

放置自転車等を撤去するためには、撤去した自転車等の保管場所が必要となりますが、用地確保等に多大な経費を要し、財源の確保が困難な状況となっているため、撤去自転車等保管所整備に係る助成制度の創設が必要です。

**ウ 放置防止の啓発指導**

放置防止のための啓発指導については、きめ細かく実施していく必要があり、引き続き、きめ細かい啓発指導を行っていきます。

### 3 まち美化を推進する

空き瓶、空き缶、たばこの吸殻なども、景観阻害の大きな要素です。  
美しいまちを目指し、市民挙げてこれらを追放する取組も重要です。

#### (1) 京都市の努力

##### ア 総合的なまち美化の推進

京都のまち美化の歴史は古く、古くから玄関口や家の前の路地をほうきで掃く「門掃き」の習慣があり、京都市民の良い風習として現在も受け継がれています。更に昭和31年に制定した「市民憲章」においては、「美しいまちをきずきましよう」、「清潔な環境をつくりましよう」という、市民の守るべき規範を定め、まちの美化に取り組んできました。

また、京都は観光都市であるため、空き缶、空き瓶の散乱を防ぐため、昭和55年に「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」を制定し、市民・事業者との協働により、総合的なまち美化活動を積極的に進めてきました。

##### (ア) 京都市美しいまちづくり推進本部の取組

「世界の京都・まちの美化市民総行動」として6月の環境月間と11月の美しいまちづくり推進月間を中心に、市民総行動により総合的なまち美化を推進しています。

また、「美しいまちづくり重点地区」を指定し、違反広告物の除去など、まちの美観を損なうものの一掃に向けた取組を重点的に推進しています。

(全市における貼り紙・貼り札撤去実績：80,742枚〈うち市民との協働による取組：52,925枚〉、全市における立看板撤去実績：2,450枚〈うち市民との協働による取組：96枚〉)

##### (イ) 京都市まちの美化推進事業団による取組

120を超える企業・団体と京都市により「京都市まちの美化推進事業団」を結成し、美化啓発活動を展開するとともに、街頭ごみ容器等を設置し、まちの美化活動に取り組んでいます。

##### (ロ) まちの美化推進住民協定の締結促進

町内会や商店街で締結された協定を認定し、まち美化活動に必要な支援を行うことにより、日常的な門掃きの実施やリサイクルを推進しています。

平成18年4月現在で292団体を認定しています。

##### (ハ) 美化パスポート事業の推進

市民を対象に、毎月2,3回程度、1回当たり約70名により美化活動を実施する「友・遊・美化パスポート」制度を実施し、市民の美化活動を推進しています。登録者数は、平成18年3月末現在で355名です。

また、修学旅行生、観光客を対象とした「一日美化パスポート」を創設し、観光地等の美化活動を推進しています。平成17年度の参加者は7校1団体215名となっています。

##### (ニ) 不法投棄対策の推進

タクシー等の事業者と連携した監視通報制度を創設し、不法投棄対策を行っています。

**(カ) 散乱ごみ対策の推進**

約 700 基の街頭ごみ容器を設置し、散乱ごみの対策を行っています。

**(キ) 吸殻のポイ捨て防止の取組**

市内 43 箇所の美化推進強化区域における飲料容器やたばこの吸殻等のポイ捨てには、条例で 3 万円以下の罰金規定を設けています。

**(2) 課題と方針**

**総合的なまち美化の推進**

市民・事業者・行政の協働によるこうした総合的な取組は、景観向上において必要不可欠です。

引き続き、市民・事業者・行政の協働による総合的なまち美化を積極的に推進していきます。

#### 4 その他の良好な景観の阻害要因を取り除く

エアコン室外機や携帯の基地局なども、景観を阻害します。  
歴史都市・京都の特性に調和しない要因を取り除いていく取組を進めていくことが必要です。

##### (1) その他の良好な景観の阻害要因とは

###### ア 住まい方

###### (ア) エアコン室外機

特に、歴史的町並みにおいては景観に対する配慮が必要です。また一般市街地でも、エアコン室外機が道路などから直接見える風景は美しいとは言い難く、市民の理解と協力が望まれます。

###### (イ) 洗濯物

道路から見えないように配慮しているマンションも多数存在しますが、さらなる徹底が望まれます。

###### イ アンテナ

###### (ア) テレビ電波受信アンテナ

TV電波受信のための地上波用アンテナや衛星放送用アンテナは、特に低層戸建地区では一軒一軒に存在し、景観を悪化させる要素となっています。

###### (イ) 携帯の基地局

近年、急激に増加していますが、景観への配慮がなされていないものが多く、対策が望まれます。

##### (2) 課題と方針

###### ア 景観阻害のエアコン室外機の解消

景観を阻害するエアコン室外機の解消について、市民における取組が期待されます。広く市民に呼びかけを行うとともに、景観ルールの検討に際しては、「道路等から容易に見えない位置とするか、見える場合には修景を行う（よう努める）」という基準を設けることを検討します。

###### イ 景観阻害の洗濯物の解消

景観を阻害する洗濯物の解消について、市民における取組が期待されます。また、市民に対する呼びかけなどを行います。

###### ウ 景観阻害のアンテナ解消

景観を阻害する携帯基地局について、景観ルールの検討に際しては、「道路等から容易に見えない位置とするか、見える場合には修景を行う」という基準を全ての地域に設けることを検討します。

###### －国に求める措置－

###### 放送事業者の景観向上の取組促進

放送事業者（地上波、携帯電話とも）において、景観に配慮したアンテナの小型化、修景技術の開発や修景の実施の努力がなされることが重要であり、こうした特段の配慮を義務付ける特別措置が必要です。



## 第4節 あらゆる景観構成要素等に京都らしさ・美しさを追求する

### 1 屋外広告物の京都らしさ・美しさを追求する

屋外広告物は、街中の至るところで見られる重要な景観構成要素です。歴史都市・京都の景観創出には、屋外広告物を京都らしく美しいものとする必要があります。

#### (1) 京都市の努力

京都市は、昭和31年に屋外広告物法に基づく京都市屋外広告物条例を定め、昭和48年（屋外広告物業者の届出制度の創設等）及び平成8年（規制のきめ細かさの向上）とこれを充実・強化しつつ、他市に比べてよりきめ細かな屋外広告物の規制・指導を図ってきました。

##### ア きめ細かな規制・指導の実施

- ①京都市域全域を屋外広告物禁止地域または屋外広告物規制区域に指定し、規制区域内で屋外広告物を表示する場合には、市長の許可を義務付けています。
- ②規制区域を5種類に区分し、段階的に表示できる広告物の面積、高さ及び形状等の規制を実施しています。
- ③加えて、幹線道路沿いの地域を、3種類の沿道型屋外広告物規制地区に指定しています。
- ④また、伝統的建造物群保存地区を屋外広告物等特別規制地区に指定し、規制を強化しています。

##### イ 市民ボランティアの創設

平成17年に、市民ボランティアによる「京・輝き隊」を創設して、違反広告物を除却する法的権限を委嘱し、景観を損ねる貼り紙等を追放する取組を推進しています。

#### (2) 課題と方針

##### ア 違反広告物の追放

違反広告物について、京都市では対象となる物件が相当数に上っており、強力に是正を求めていく必要があります。

啓発・指導に努めることに加え、違反広告物の撤去・除却・回収を行うとともに、悪質な事例については罰則の適用や代執行を行うなど、違反広告物を追放していきます。また、悪質な違反広告物の施工業者氏名の公表を行うことを検討します。

まずは、違反広告物が多く、追放により景観向上の大きな効果が期待できる都心商業地区（河原町通・四条通・木屋町通）をモデル地区として、市民・事業者と協働して、違反広告物の追放に集中的に取り組みます。

##### イ きめ細かな規制・誘導の実施

さらなる京都らしさ・美しさの醸成の観点から、歴史都市・京都の景観特性に応じた地域ごとの許可基準を設け、よりきめ細かく規制・誘導を実施していきます。

##### (7) 地区指定の変更

厳しく規制する地区の指定を拡大していきます。

**(イ) 基準の強化**

屋上屋外広告物の制限や、設置箇所の最上部の高さの引下げなど、基準を強化していきます。

**(ウ) 地域基準の検討**

個々の広告物に対する規制だけでなく、必要な地区については、建築物と同様に、地域としての統一感の醸成を図るための基準を定めていきます。

**(エ) 規制基準の明確化**

色彩基準についてマンセル値を用いたものとするなど、基準を明確化していきます。

**ウ 優れた広告物への誘導**

景観を阻害する広告物を制限するだけでなく、京都らしく美しい広告物を積極的に誘導する取組を行います。

**(ア) デザイン指導の実施**

体制の強化を図り、デザイン指導をさらに充実させるとともに、統一的な屋外広告物や地域色豊かな優良な屋外広告物を誘導していきます。

**(イ) 優れた広告物の顕彰制度の充実**

優れたデザインを積極的に評価し、表彰するなど、顕彰制度の新たな活用を図ります。

## 2 道路の京都らしさ・美しさを追求する

大きな面積を占める公共空間である道路は、極めて大きな景観構成要素です。道路からストリートファニチャー等まで道路のあらゆる構成要素にきめ細かく配慮し、京都らしさ・美しさを追及することが、歴史都市・京都の景観形成において重要です。

### (1) 京都市の努力

京都市は、歴史都市にふさわしい道路の創出に向けて、きめ細かい取組を進めてきました。

#### ア 道路の美装化

景観の向上のため、地域の特性に配慮した整備に努めています。

#### イ ガードレール・防護柵の美装化

美観・風致地区を中心に、デザインや色彩などに配慮した施設の設置に努めています。

#### ウ 照明灯その他の柱の美装化

美観・風致地区を中心に、デザインや色彩など京都らしく美しいものを積極的に設置しています。

#### エ 御池通シンボルロードの整備

世界の人々を魅了する京都のメインストリートとして、新たなときめきにぎわいの空間となるよう、平成15年度に整備を完了しました。

道路空間の美装化（道路の美装化、無電柱化）、広い歩道・植樹帯の確保のほか、照明灯・信号機・交通標識等を一体化して繊細でシンプルなデザインとするなど、美しい道路空間を創出しています。

### (2) 課題と方針

#### ア 道路の美装化

地域の特性に応じ、景観に配慮した道路整備を推進します。

#### イ ガードレール・防護柵の美装化

新設・改良の際には、地域の特性に応じたデザインや色彩となるよう配慮を行っていきます。

#### ウ 照明灯その他の柱の美装化

新設・改良の際には、地域の特性に応じたデザインや色彩となるよう配慮を行っていきます。

#### エ 横断歩道橋の美装化

大きな景観構成要素であり、新設・改良の際には、地域の特性に応じたデザインや色彩となるよう配慮を行っていきます。

## －国に求める措置－

### ① 景観配慮により増加する経費の補助対象化

美しい景観のためには、道路、ガードレール・防護柵、信号機・照明灯その他の柱の美装化が必要ですが、こうした景観配慮のために増大する経費について、補助対象とならないものが少なくありません。

京都の道路空間を美しくしていくためには、景観に配慮したデザインや色彩にするために必要な経費についても、補助対象とする特別措置が必要です。

### ② 交通安全関連設備に対する景観への配慮

重要な景観構成要素であり、交通安全という重要目的を達成しつつ、景観にも配慮した設置箇所、サイズ、デザインや色彩としていく努力が必要です。こうした特段の配慮を義務付ける特別措置が必要です。

### ③ 国道・高速道も美しく

それぞれ国・西日本高速道路株式会社が設置・管理していますが、重要な景観形成要素であり、道路空間自体はもとより、立体構造の下からの景観についても、配慮したデザインや色彩としていく努力が重要です。

こうした特段の配慮を義務付ける特別措置が必要です。

### ④ 案内標識の京都らしさ・美しさの醸成

案内標識は、全国画一的に色彩やデザインが定められており、統一規格の案内標識が、京都らしさを低減させています。

大きな景観要素である案内標識を、京都らしく美しいものに変えることを可能とする特別措置が必要です。

### ⑤ 道路特定財源の活用を可能に

京都創生策Ⅱでは、数々の特別な財政支援措置を国に求めています。加えて、京都創生の取組には国庫補助事業が少なくなく、国の財政支援は極めて重要です。一方で国においても財政状況は厳しく、財源確保について何らかの工夫が求められます。

この点に関し、道路特定財源の一般財源化が議論されています。その特定財源という性質から、納税者（自動車利用者）の理解が得られることが重要であるところ、自動車が排出するCO<sub>2</sub>を削減するための取組など、自動車周辺使途であれば拡大が可能であるとの意見が、有力な意見の一つとして提起されています。

この観点から検証すると、まず、京都創生の取組のうち、三山の山並みをはじめとする歴史的風土を保全する取組（P10 参照）や、山紫水明の都を継承するための緑を守り、育てる取組（P30 参照）は、環境保全の目的・効果を有するものであり、自動車周辺使途であると整理することが可能であるといえます。

加えて、景観に関する規制・誘導が、道路から一定距離の範囲内の建築物等限定し適用されることに端的に現れているように、景観の向上に関する取組は、公共的空間である道路からの景観向上を中核としており、自動車利用者は最もその利益を享受する者であるといえます。この観点に立つと、京

都創生の景観に係る取組のほとんどが、自動車周辺用途であると整理することができます。

こうした考え方に立ち、道路特定財源を、環境保全の目的・効果を有するものをはじめ、自動車周辺用途と整理でき納税者の理解が得られる京都創生の取組に活用できることとする特別措置を提案します。

### 3 歩いて楽しいまちを創る

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、観光シーズンを中心に多くの観光客が訪れます。このため、観光地や都心部では、渋滞が引き起こされるとともに、狭い歩道を多くの人々が行き交わざるを得ないという状況も生じています。

都市景観とは、あらゆる都市活動によって顕在化する都市の姿であると言えますが、歴史都市・京都においては、自動車の渋滞ではなく、歩行者のにぎわいによるヒューマンスケールのまちこそふさわしく、景観・安全・快適・華やぎを向上させると言えます。京都創生の実現のために、「歩いて楽しいまち」の取組は重要です。

#### (1) 京都市の努力

##### ア 観光地（嵐山・東山）における取組

今後のTDM（交通需要管理）施策推進の指針である「歩くまち・京都」交通まちづくりプラン」に基づき、平成13年度から嵐山で、平成16年度から東山で、地元及び京都府警等の関係機関と連携し、パーク&ライドや臨時交通規制などの交通社会実験を実施し、渋滞の緩和や地区内交通の円滑化などに一定の効果を挙げています。

##### イ 都心部（歴史的都心地区）における取組

伝統的町並み、職住が共存する空間など、京都の活力と魅力が凝縮された都心部、とりわけ歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通、烏丸通に囲まれた地域）について、京都市は、歩いて暮らせるまちづくりの先導地区と位置づけ、「歩くまち・京都」の実現に向けた取組を進めてきました。

本年5月には、歴史的都心地区において、自動車渋滞や自転車問題（違法駐輪や走行マナーの悪化など）をはじめとする交通問題を解決し、「歩いて楽しいまち」を実現することを目的とする「歩いて楽しいまちなか戦略」推進協議会を、学識経験者、地元住民・事業者、関係機関などの参画により設立しました。

#### (2) 課題と方針

##### ア 観光地（嵐山・東山）における「歩いて楽しいまち」の推進

嵐山・東山において、「歩いて楽しいまち」の実現に向け、パーク&ライドや臨時交通規制などの交通対策の定着を図る必要があります。

引き続き、地元及び京都府警等の関係機関と連携し、交通の円滑化等を図る交通対策を推進します。

##### イ 都心部（歴史的都心地区）における「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進

「歩いて楽しいまちなか戦略」推進協議会において、都心部の交通環境を抜本的に改善し、魅力ある都心のまちづくりを実現する観点から、トランジットモールをはじめとする、歩行者と公共交通優先のまちづくりなどについて意見交換を行っています。

こうした議論を進める中で合意形成を図り、交通実態調査・アンケート調査の実施（平成18年度）、交通社会実験の実施（平成19年度予定）を踏まえ、抜本的な交通環境の改善（平成20年度以降）を実現していきます。

## －国に求める措置－

### **本格的なトランジットモールの実現**

ドイツのミュンヘン、オランダのアムステルダム、フランスのストラスブールなど、欧米で近年見られる本格的なトランジットモール（道路空間全体を公共交通のみとし、歩行者が自由に回遊できる）は、我が国では本格的な導入事例はありません。京都市では、歴史的都心地区の抜本的な交通環境の改善を目指す「歩いて楽しいまちなか戦略」において幹線でのトランジットモールを念頭に交通社会実験（19年度）の検討を進めており、その結果を踏まえ本格実施を目指しています。

この先駆性の高い取組を成功させるため、歴史都市・京都にふさわしく、道路空間の主役を歩行者とし、その魅力を飛躍的に向上することができる、トランジットモールをより柔軟に設定できる特別措置などの交通政策を推進するための支援制度等が必要です。

## 4 その他あらゆる景観構成要素を京都らしく・美しく

公共建築物やバス停などについても、きめ細かく目配りし、官民共同でその景観向上を進めていくことが必要です。

### (1) その他の「景観形成物」とは

#### ア 公共建築物

京都市は、平成12年に「京都市公共建築デザイン指針」を策定するとともに、平成13年に全国初の自治体独自の公共建築設計資料集となる「事例集」を発行し、京都らしく美しい公共建築物の整備を推進しています。

#### イ 公共交通（バス・地下鉄・鉄道）

京都市は、世界遺産をはじめとする市内の有名観光地をめぐる「洛バス」など、デザインに配慮したバスを走らせ、また、京都らしく美しいバス停を整備しています。

地下鉄でも、地下鉄出入口やコンコースなどにおいて、京都らしいデザインに配慮しています。

また、鉄道、路線バス、定期観光バス等で路線が市内にあるもの等の車体の広告（いわゆるラッピング広告）について、京都の景観に調和したものとなるよう、基準を定め規制を行っています。

#### ウ アーケード

各商店街において、工夫を凝らしたアーケードを設置しています。撤去論をはじめ、アーケードについては様々な意見がありますが、美しさの維持・向上が必要です。

#### エ 事業者設置物（自動販売機・電話ボックス・ポスト・ごみ箱・トランスなど）

設置場所によっては周囲に調和するよう修景が施され、京都らしく美しいものとなっていますが、さらなる取組の拡大が必要です。

#### オ 行政設置看板

景観への配慮が必ずしも十分でないものが存在しており、デザインに一層配慮していくことが必要です。

#### カ きもの

きものは、日本文化の象徴です。京都は、最もこれらの似合う町であると言えます、きもの着用者が増えることにより、京都の雰囲気醸し出されます。

##### 【参考：これまでの取組】

- ・民間の取組（タクシーや店舗等における割引サービス）
- ・官民共同の取組（伝統産業の良さを全国に発信するため、「春分の日」を伝統産業の日と定め、その日を中心に多彩な事業を展開。例えば、きもの姿の人は、二条城や美術館などの文化観光施設等の入場や、市バス・地下鉄の乗車を無料とし、きもの着用の機会づくりを実施。）

### (2) 課題と方針

#### ア 公共建築物を美しく

引き続き、「京都市公共建築デザイン指針」及び「事例集」に基づき、京都ら



しく美しい公共建築物の整備を推進します。

## イ 公共交通（バス・地下鉄・鉄道）を美しく

### (ア) 市バスのデザイン

観光地をめぐる「洛バス」以外の市バスのデザインは、長い歴史を有し、市民に親しまれています。京都らしく美しい市バスのデザインのあり方について、市民と共に夢をもって、中長期的に検討を行っていきます。

### (イ) バス停・椅子を美しく

バス停留所の標柱や表示内容の検討を行うとともに、誰でもが気持ちよく利用できるバス停椅子についてデザインも含め検討していきます。

### (ウ) 地下鉄を美しく

市民と共に夢を持って、中長期的観点から、京都らしく美しい地下鉄（車両、駅施設、設備など）のデザインや表示のあり方・工夫について検討を行い、向上させていきます。

#### 一国に求める措置一

##### 公共交通（バス・地下鉄・鉄道）を美しく

京都には、バス事業者として、市バス、京阪バス、京都バス、京阪京都交通など、また鉄道事業者として、市営地下鉄、JR、京阪、阪急、近鉄、京福、叡山電鉄などが市民、観光客の足を担っています。

これらバス・鉄道事業者において、車両、停留所、駅施設などについて、景観に配慮したデザインや色彩としていく努力が重要であり、こうした特段の配慮を義務付ける特別措置が必要です。

## ウ アーケードを美しく

各商店街において、京都らしさ・美しさの維持・向上の観点から、引き続き検討・設置がなされることを期待し、京都市も助成を行いこれを支援します。

## エ 行政設置看板を美しく

引き続き、一層のデザインの向上を行っていきます。

## オ 「きものまち京都」の推進

引き続き、官民協働により、「きものまち京都」をはじめ、京都の伝統産業をPRする取組を推進します。

きものをはじめとする、京都の伝統産業製品である「京もの」ファンを全国に広めるため、ファンクラブを創設します。また、現在「伝統産業の日」を中心に行っているきもの着用機会づくりを、日常的なものにするため、民間においても、きもの着用機会づくり（入場料の割引等）の取組が広がるよう呼びかけます。

#### 一国に求める措置一

##### 事業者設置物を美しく

あらゆる民間事業者において、自動販売機・電話ボックス・ポスト・ごみ箱・トランスなど、その設置物について、景観に配慮したデザインや色彩としていく努力が重要であり、こうした特段の配慮を義務付ける特別措置が必要です。